

第二十四回国会 衆議院 内閣委員会議録第四十号

昭和三十一年四月二十六日(本曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤通君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

池田 清吉君 大坪 保雄君

北 吟吉君 薄田 美朝君

田村 元君 高瀬 傳君

辻 政信君 床次 徳二君

林 唯義君 福井 順一君

眞崎 勝次君 松浦周太郎君

栗山 博君 山本 正一君

横井 太郎君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 井手 以誠君

新井 隆一君 下川儀太郎君

片島 港君 西村 力弥君

細田 綱吉君

出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君

大蔵大臣 一萬田尚登君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

法制局次長 高辻 正巳君

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁参事官 (総務局長) 北島 武雄君

大蔵事務官 (主計局長) 森永貞一郎君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月二十六日

委員北吟吉君辞任につき、その補欠

として池田清吉君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日

内政省設置法案(内閣提出第一六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国防会議の構成等に関する法律案(内閣提出第八七号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

国防会議の構成等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、順次これを許します。飛鳥田君。

○飛鳥田委員 まず防衛分担金の問題について大蔵大臣に伺いたいと思ひます。あらためて申し上げるまでもなく、防衛分担金は行政協定に基きまして、米駐留軍の駐留経費のうち、基本的な経費、派生的な経費、この二つの後者について日米が折半してこれを負担するということが相なりました。この原則を定められましたのは、池田勇人大蔵大臣、岡崎外務大臣の時代でありました。この折半原則によって定まりました金額は、初年度において五百五十八億でありました。その後、その後次第にこの金額は変化をいたして参りましたが、その変化の様相はと申しますと、折半した日本側分担金の中で日本側の防衛努力として支払った分だけは

軽減をせよという形で変化が生じて参つたのでありまして、従つて原則的には折半原則というのはいささかも変更をいたしておりません。もしそうだといたしますならば、日本側が今後どのくらいの金額を防衛分担金として支出していくべきか。本年度の三百億というものが妥当かどうかということ、相手方、米軍の支出いたして防衛分担金の十分なる把握の上に立たなければならぬことは歴然としております。半分ずつ出し合おうというのに相手方が幾ら出しているのか、五十五十八億であつてはならないことは当然であります。そこで実は先般大蔵大臣も忙しうと存じまして、事務に明るい方においていただく、いろいろ防衛分担金について伺つたのであります。まずその中で私が驚きましたことは、この防衛分担金の支出手続について、日米合同委員会の取りきめができて上つてゐる。この取りきめによりまして、米軍はドル支出について、ドル勘定債務負担行為明細表というのを日本政府に提出して、ドル分の支出明細を日本側政府に通告をする。こういう約束ができておりました。また円勘定についても、もっと詳細に支払ひ明細表並びに支出行為負担明細表と二本建の明細表を提出することになつておるのであります。これを大蔵省が十分把握をしておられるならば、決して防衛分担金の使途についてあいまいな部分は出てこなかつたと考えます。

す。ところが現実には、ドル勘定債務負担行為明細表というものは、昭和二十七年一度いはいし日本側政府に提出せられておられない。円勘定支出明細表、円勘定債務負担行為明細表は、昭和二十八年の第一・四半期までしか提出をせられておられないという事実を大蔵省の方が確認をなさいました。一体こんなやりつぱなしになるのか。これは責任をどうおとりになるのか。これは大蔵大臣にまず劈頭に伺いたいと思ひます。事務官の方の御説明によりますと、アメリカの会計法が變つたから仕方がないという御説明がありました。そういう御説明があるのはこの後にあるかもしれないが、あらかじめお断わりいたしておきます。日本とアメリカとの間に日米合同委員会の手続の中で、経理規程として明確に定められたものを、一方の國の国内法の改変によつてなおざりにするなどということはないはずであります。もし条約がないし協定というものが、一方の國の国内法の改変を理由にして、勝手に破棄し、勝手にこれを踏みこむことができるとするならば、これは全世界的に重大な問題であります。そのような説明をもつてもし政府が御満足なさるとするならば、それこそアメリカに對する隷屬的な態度だといわれないわけに参りません。どうぞそのようなあいまいな、しかも隷屬的な態度でなく、なぜ昭和二十七年一度までしかドル勘定についての明細表をとつておられないか。昭和二十八年第一・四半期まで

しか円勘定の明細表をとつておられないのか、この点についてまず御説明をいただきたいと思います。

○一萬田國務大臣 お答えします。仰せのように昭和二十八年にアメリカの会計法が變りまして、お説のようなことになつております。従いまして、前のように支出負担行為の段階でドルが幾ら、円が幾らというような報告をとることはできなくなりました。しかしこれにかえて、ただいま政府としては適當な把握の新しい手続を考へたい。同時に行政協定合同委員会の議事録関係部分の改訂を行うように考へておりますが、その間におきましては、駐留軍がここにおる場合に要するであろうところの費用の大体の見込み、これを毎月とるようになつてしまつて、十分駐留軍が全体としてどういう費用を使つてゐるかというところを把握することに努めておるわけであります。

○飛鳥田委員 私はあらかじめお断わりをいたしました。米國の国内法の改変ということで、國と國との約束を破ることができるとする方がないとおっしゃるのですか。そんな不見識なことを、どのように考へまして、一萬田さんがおっしゃるはずはないと私は確信をいたしておりました。それなら、何のために日米合同委員会で経理手続などというものをきめるのですか。アメリカの法律が變つたから、会計法が變つたからできないなどというような、そんな空文めいたものを何で日米合同委

員会の経理手続の中でおきめになるのですか。そんな不見識なことではどうするのですか。国民の税金を三百億も出しているのですよ。本年度は三百億ですが、初年度においては五百五十八億を出しております。こうしたものにちゃんと見合う分だけ、アメリカが完全に日本駐留の派生的な経費として支出しているかどうかというのを、これを把握することは大蔵大臣の任務です。それをアメリカの会計法が変った。だから仕方がないとおっしゃるのなら、あらためてあなたにお伺いします。あなたの国籍はどこですか。

○一萬田國務大臣 お答えします。これはアメリカの支払い官が、アメリカの国内法の改正によりまして、従来とっておりまして手続がとれなくなつたという事実なのでありますから、従いまして、こういう国内法が変つたことに基いて、さらに日米の関係をどういうふうにかを調整していくかということは、当然に私もやらなくちゃならぬと考えております。その間におきまして、先ほど申しましたように、米軍の駐留に要する費用というものを毎月あらかじめ把握して、全体として、ただいま申しましたように、日本側が不利にならない、できれば有利にやっいていく、かように考えているわけでありす。

○飛鳥田委員 もし米側側の会計法が変つたことでなくなつたということとをあなたがたおっしゃるのならば、なぜ二十七年から現在までこれを便々とはうっておおきになるのですか。二十八年、二十九年、三十年と三年間もこれを不明確のままにほうっておおきになるという理由はないと思ひます。

が、もちろんこの三年間全部にあなたの責任があるとは申しません。あなただが大臣に就任をなさつて以後の問題であります。なぜ三年間もこういう不明確なままに放置しておおきになるのか。一体予算に計上せられませんでした金は、日本国民の金です。この国民の金が正当な形で支出せられていくのかどうか、大蔵大臣は少くとも正しく把握する義務がある。ところがこれをあなたの前任者を通じて三年間もほうっておく。アメリカの会計手続が変つたから仕方がない、相手方ができないんだとおっしゃるのなら、なぜその会計手続が変つた直後において、敏速にこのことについての御処置をとられなかったのか。こういう基礎的な作業なしに防衛分担金削減の交渉をいたしたすなどということは、から手形です。なぜ敏速な手続をとらなかつたか。その点について御説明をいただきます。

○一萬田國務大臣 申すまでもありません。大蔵大臣といはしましては、そういう点を明確にいたすことを主張いたしてはいるのであります。これは外と協定を要する外交交渉になつているのであります。日米合同委員会でも、この点を取り上げて折衝を続けていると私は思ひます。ただ大蔵大臣としては、その間におきまして、先ほど申しましたような措置によりまして、十分駐留軍の費用は把握できる、かような状況にあつたのであります。なお今後、先ほど申しましたように、条約上の変更については外交交渉によつて実現をはかつていきたい、かように考へてゐるわけでありす。

○飛鳥田委員 大蔵大臣は、そういうことについては十分注意をして正確に把握する努力をしてきた、こうおっしゃいました。同時に先ほどの御答弁で私共はがっかりいたしました。と申しますのは、今後経理手続を変えていくように努力をする、そういう準備をしてゐるというお話であります。実は三月八日——先般私が防衛分担金についての質問を大蔵省の方に申し上げて以後約十日ばかりの後、すなわち三月八日に新しい経理手続の取りきめができてゐるじゃありませんか。できてゐるのを御存じないで、これからそれをいたしますなどということ、こういう不見識なことは、少し横道のことですが、よしていただきたい。

そこで、それでは今大蔵大臣がみごとになんかを切られましたように、防衛分担金の支出については、十分なる把握をするように努力をしておる、その把握をしてゐる、こうおっしゃつたのであります。先般大蔵省の方の御説明の中に、防衛分担金のうちのアメリカのドル支出は、昭和二十八年において二億二千万ドルから二億五千万ドルくらいである、二十九年において一億八千万ドルから二億二千万ドルくらいである、三十年において一億六千万ドルから一億八千万ドルくらいであると御説明になりました。今大蔵大臣は、正確に把握をしてゐるとおっしゃつた。きつとそれが結果であると思ひます。正確に把握するとおっしゃる言葉の下から三千万ドルの差があります。昭和二十八年において二億二千万ドルから二億五千万ドルくらいの間、アメリカが支出をしてゐると言つてゐます。三千万ドルというのは実に大きなお金です。

よ。こんな大幅な把握が正確な把握とあなたおっしゃれますか。少くとも経済の専門家であられるあなたに、私はお伺ひいたします。正確に把握をするとおっしゃつたその言葉の下から、大蔵省が説明をしておられる幅は昭和二十八年において二億二千万ドルから二億五千万ドルくらいの間アメリカ軍は防衛支出金を出してあります。三千万ドルも幅があります。これが正確な把握でしょうか。経済家としてのあなたにお伺ひをいたします。

○森永政府委員 私から……
○飛鳥田委員 これは大蔵大臣に伺つておきます。
○森永政府委員 まず事務的にお答えいたしまして、あとで大臣から……
ただいま御質問のごさいたしました全般の問題についてまず補足的に申し上げたいと思ひます。御承知のように、米軍の日本における支出は、米軍本来の予算による米軍の支出、それに日本が分担いたしております分担金による支出、この両方から出ておるわけでございます。ただいまお話がございまふように、日本が国民の税金によつて分担いたしております分担金、これにつきましては、毎四半期に支出実績の報告もとつておるわけでございます。それは、報告によりまして、逐次つまづらからせられておるわけでございます。この報告内容につきまして、もし不審の点などがございふ場合には、監査等の道も開かれておるわけでございます。一度そういった意味での監査を行つたこともございふます。——ただいま毎四半期と申し上げましたが、これは毎月の誤まりでござい

います。要するに、国民のとりと税負担によつて分担いたしておりますものにつきましては、毎月報告をとつて、その使途をつまづらかにいたしておるということを、これは御存じの問題でございますが、補足的にまず申し上げておきたいと存するわけでございます。

この日本側の分担に関連して、米軍がどのくらい分担しておるか、これもわれわれとしては当然関心がある問題でございます。先ほど来御指摘がございまして、飛鳥田委員「関心じゃない、義務ですよ。」と云ふ。公的議事録によりまして、米軍から支出負担行為の実績をとることになつておつたのでございふますが、それがなぜ完全に行なわれてゐなかつたか。この点は先ほど大臣からもお話がございまして、途中で米軍の会計手続が変りまして、支出負担行為の段階では、円資金によるドル資金によるかという決定がなされなくなつたわけでございます。しからばその決定はいつなされるか、これは支払いのときに初めてドルによる支払いが円による支払いかということがきめられるわけでございます。その意味でいへば支出負担行為の段階での区分が、不可能と申します。か、できなくなつたわけでございます。その後これにかわる手続をどうするかということ、いろいろ検討し相談もいたしております結果、先ほどお示しがございましたように、手続を変えまして、ドルを含めた全体の支出実績について、使途別に報告をとるというところで、従つて今日では円資金の分については、毎月報告が参ります。そのほかに、ドルの分につきまして

いたしまして、あとで大臣から……
ただいま御質問のごさいたしました全般の問題についてまず補足的に申し上げたいと思ひます。御承知のように、米軍の日本における支出は、米軍本来の予算による米軍の支出、それに日本が分担いたしております分担金による支出、この両方から出ておるわけでございます。ただいまお話がございまふように、日本が国民の税金によつて分担いたしております分担金、これにつきましては、毎四半期に支出実績の報告もとつておるわけでございます。それは、報告によりまして、逐次つまづらからせられておるわけでございます。この報告内容につきまして、もし不審の点などがございふ場合には、監査等の道も開かれておるわけでございます。一度そういった意味での監査を行つたこともございふます。——ただいま毎四半期と申し上げましたが、これは毎月の誤まりでござい

のここにおける費用について、先ほどから繰り返しお話がありました通りに、ドル勘定の支出負担行為の段階で、ドルの通知がない結果、やはり若干推定を用いなければならぬので、先ほどお示しのように、金額に何から何というふうになる、これは私はやむを得ないと思います。ただお話のように、私どもの考える重点は、日本側の負担する分相金が折半原則に基いて、先方がこちらで実際使っておるものが、多いか少いかというのを判断するのに十分な資料であり得るか、という点を考えておるわけであります。なお私の言葉の正確ということではありますが、

でも計算できます。ところがいわゆる飛行機修理、車町の修理などというもののに至っては、果して駐留軍の維持のために支出せられたものであるかどうかはなはだあいまいになって参ります。あらためて申し上げるまでもありませんが、米軍は空軍をここに極東空軍として置いております。そうしてこれは日本の守りにだけ使っているわけではありません。至るところに駐在させておるのでありますが、この飛行機やエンジンのオーバーホールというようなものは、一体日本駐留のための経費とはいえないのでありまして、これを分けるための方法をあなた方は

けでありまして、従つて経費の正確なる内容の把握には若干欠けるところがあつたわけであります。ただいまお話がございました車両の修理、飛行機の修理等につきましても、従つて厳密な意味では多少の疑問があるような場合もあつたかと存するのであります。従いましてそういう状態では困るといふので、先般の協定によりまして、支出実績について米側の支出につきましてもその内容を報告をとる。これによりましてはつきりいたすわけでございます。今まで申し上げております、たとえば二十八年度について二億三千ないし二億五千というような言い方をし

ておりますが、このうち工事場所の明確でない建設工事がたくさんあります。これがみな米軍の預金振り込み勘定から支出せられておって、しかもこれが防衛分相金とごっちゃになっているというおそれを非常に感じます。ところが實際調べてみますと、おそらくこれは沖縄、朝鮮あるいは硫黄島、こういうところにおける建設工事ではないかと考えられるのでありますが、こんなものについても、大蔵省の方では正確に分類する基準を持っているのかどうか。朝鮮の建設工事の分までこちらの防衛分相金として計上をせられてはたまらないのであります。こういう

点についても厳格な調査をしていらっ
しやるかどうか、伺いたいと思ひます。

○森永政府委員 まず申し上げたいの
は、円による分損金、これはあくまで
も明細な使途別に報告をとっておりま
す。それにつきましても、それが他の
目的に使われているという事はない
と考えております。ドルで負担をいた
しているのがどのくらいあるかとい
う場合に、日銀のドル勘定の中から駐留
経費でないものを差引かなければなら
ぬということ、先ほど申し上げた
通りであります。その差引くデータ
をいたしまして私どもが使用いたして
おりますのは、別に特需関係等の関係
から資料がありますので、それを大蔵
省の為替局であるとかあるいは他の各
省の関係部局で検討いたしまして、特
需の額を計算し、それをこのドル全体
の受払い金額の中から差引くという
ことをいたしているわけでありま
す。私どもといたしましては、為替局その
他の関係部局によるこの特需の計算、
これは一応的確なものであるというふ
うな前提で作業いたしておるのでござ
います。先ほど来申し上げておりま
すように、全然狂いがないかと申しま
す、今までのところは若干の違いも
起り得たわけでございますので、その
点を今後改めようということを考えて
いるわけでございます。

○飛鳥田委員 言葉じりをつかざる
のはいやですが、若干のところで三
千万ドルも食い違いがあるとすれ
ば、ずいぶん日本もお金持のように思
います。こういう場合に若干のとい
う言葉を使っているかどうか、私やは
皆さん方に考えていただきたいと思
います。そこで今建設工事のことを申し

上げましたから、ついでに空軍基地建
設の問題を考えてみますと、特需契
約、サービスの部に空軍基地建設の費
用というのが非常に多く含まれており
ます。これは一体防衛分損金に含まれ
るものでしょうか、米駐留軍の維持費
と考へべきものかどうか、この点につ
いてあなたの方の御計算ではどちらに
入っておりますか。

○森永政府委員 ただいま御引用にな
りましたその報告、私実は拝見いたし
ておりませんので、そのお示しのもの
が入っているか入っていないかとい
う具体論がなかなかむづかしいのでござ
います。建前の議論として考えます
と、空軍の基地の改修維持費にいたし
れば、これはやはり駐留経費の中に算
入せられるべきものであると存じま
す。ただいまお尋ねのものがどうい
う性質のものであるか、その点明確に
いたしませんので、具体的に的確にお答
えすることができないことをお許しい
ただきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 空軍の基地建設の費用
です。

○森永政府委員 お手元にございます
その資料を拝見した上でない、はっ
きり申し上げられないのでございま
す。建前の原則論として申し上げます
と、このドル勘定の中に一応入って
るわけでございます。その中から朝
鮮、沖縄であるとか、軍事援助物資の
買付代金であるとか、そういった駐留
経費に相当しないものを差引くとき
に、どの範囲のものを控除するかとい
うことになるわけでございます。具
体的に控除いたしましたものの中に、た
だいまお話のものが入って控除されて

いるかどうか、これは現実に計算した
ものでないとおっしゃるわけですね
ので、抽象論で御許しを願ひます。

○飛鳥田委員 それではとりあえず一
つ例を出しましょう。通商産業省企業
局特需課で出しております特需調査と
いうのであります。その一九五五年
の十一月十四日号を見ますと、建設工
事関係というところに空軍関係、こ
うな四千万二千ドルの西松建設に対
する注文、こういうものを初めとし
て、合計六千万四千ドルが出ておりま
す。これはどっちに入っております
か。私たちはこの空軍の基地建設とい
うものは維持費ではない、これは当然
防衛分損金の中に組み入れるべきもの
ではないと考えておりますが、しかし
先日お示しの数字を逆に計算してみ
ますと、どうしてもこういうものを入
なければ、お示しの数字は出てこない
わけでありま。実際どういふ計算で
前回の御答弁をいただいたのか、この
点についてお示しをいただきたい。

○森永政府委員 四十万ドルというよ
うな比較的小額のものはおそろしく入
ておる、と申しますのは、この駐留経
費の中に入れて、つまり駐留経費以外
のものとして控除する項目に入れない
で計算をいたしておるものと存じま
す。計算をいたした者に一度
確かめてみないと、はつきりしたこと
は申し上げられないのを遺憾に存じ
ます。

○飛鳥田委員 けっこうです。もうこ
こでこまかい話を一々突き合はして
おつても、時間のかかるばかりです。か
ら……。実は先般大蔵省の御説明をい
ただきましてから、どうもこの計算は
おかしい、こう考えまして、実は何日

も何日もそろばんを握って私自身が逆
算をしてみました。そういったところ
と、二十九年年度において、あなた
方は一億八千万ドルから二億ドルの防
衛分損金をアメリカは支出しておると
言っております。ところが私の計算で
はどうしても八千八百八十三万ドルに
しかならないのであります。これが昭
和二十九年年度で、それから三十九年度一億
一千五百万ドルにしか私の計算ではな
らないのであります。いざこれの点に
ついては詳細数字を突き合せて検討す
る機会をお与えをいただきたいと思
ひますが、しかし少くとも、私たちのよ
うに資料を十分持つていない、その資
料の範囲内で計算をしてみても、こ
ういふ数字が出てくるのでありまして、
一億八千万ドル使っていると、こうあ
なた方は言っているけれども、実際は
約八千八百万ドルしか使っていないと
すれば、これはあなた方が防衛分損金
においてはるかにアメリカ軍よりも多
くのものを支出していると考えざるを
得ないわけですね。こういうことのない
ようにあなた方は経理手続を三月八日
に変えた、こういうふうに出ておら
れますが、今度変えた経理手続とい
うものがまた奥にわかりにくい、しかも
不明確なもののように思うのでありま
す。そこでこの問題について一、二
伺っておきます。

第一に、この三月八日の取りきめに
ついては全文発表をされましたか。こ
の点についての御答弁を最初に伺いま
しょう。

○森永政府委員 発表いたしましたおりま
せん。

○飛鳥田委員 それじゃ本日これを発
表していただけますか。経理手続を

表していただけますか。

○森永政府委員 ただいまの点につ
きましては、関係当局とも十分相談いた
しました上でお答えしたいと存じ
ます。外交上の関係もございしますの
で、外務省とも十分相談しなければなら
ぬと思ひます。

○飛鳥田委員 しかしこれは日米合同
委員会の中でお互いに合意が成立し
て、しかもその関係するところはわれ
われ国民の金に関する経理手続であ
りますから、これを発表するのには何
の差しつかえもないと思ひます。

○森永政府委員 できるだけ御希望に
沿うようにいたしたいと存じますが、
その点につきましては外務省当局と十
分相談いたしました上で確定的なこ
とをお答えいたしたう存じます。

○飛鳥田委員 実は私こが一番本日
伺いたい重点なわけなんです。と申しま
す。先ほど来何回も言っておりますよ
うに、また大蔵省の方も暗黙にお認め
になつていられるように、防衛分損金の米
側支出に対する把握というものは、実
にずさんきわまりないものである。こ
れと見合つてわが国が三百億あるいは
五百五十八億という大金を出してきた
のでありますから、これをどのようにに
把握するかということは実に重要な政
治的な問題であります。しかもこの問
題は将来防衛努力が認められるに従
つて漸減をするという声明を、これは船
田さんもなさつていらつしやるのであ
ります。今後防衛六十年計画を遂
行いたして参ります場合において非常
に重要な問題であります。従つてこの
点について正確ないろいろなお話を伺
いたいと思ひましたが、今度新しく取
り始められた経理手続が三月八日に

き上ったということは今お認めいただきましたが、これは正式発表してない、こういうことであります。発表するかしないかは今後にするというお話であります。そうなりますと私はこの三月八日の取りきめの不明確な部分、あるいはこれに対するいろいろの質疑を正式にはできないことになりまう。発表のないものをまさか私がここで聞くわけに参らないでありまう。どうぞ一つ委員長のお計らいで、この問題については、発表をなすた上で私の質疑を続行させていただくようにお願いをしたいと思ひます。資料の提出をいたしまして、私はここで正式にこの経理手続の御提出をお願いし、それが提出をさせていただきました後にこの質疑を続けさせていただくつもりです。この問題は国防会議の運営にとつて実に重大なものを含んでおると思ひますので、そのようなお取り計らいをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山本委員長 飛鳥田委員の申し出に對しては、なるだけすみやかに善処せらるるよう委員長より申し出をいたしますから、さう御了承願ひます。

○飛鳥田委員 出していただいた後に私の質問を続行させていただきまうか。

○山本委員長 多分さう取り計らいがでるかと存じます。

○飛鳥田委員 多分ということでは、実にこれは残念ですが、私も困惑をいたします。どうぞ一つ、もし問題でありましたら、ここで理事会でもお開きをお願いしておきめをいただければ、私は了承いたします。

○山本委員長 後刻理事会を開いて確答いたします。

次に受田君。

「飛鳥田委員」それでは次会にその問題について質疑をさせていただきます。きまう」と呼ぶ。

○受田委員 私は防衛庁に御質問申し上げたいのでありますが、それは、一昨日及び昨日、私から当局の回答を求めておりました例の中古エンジンを取扱ひに關する防衛庁の御回答を求めたいと思ひます。この問題は、部分的に決算の問題として決算委員会でも取り上げられておりますが、私は国防の全般から見た兵器に關する重要な疑点として、この内閣委員会において十分究明しなければ、われわれが国防會議法案を審議する責任を果されなう、かように考えまして、きようは今から決算委員会の審議とは別の意味においてしばらく御質問を申し上げます。その的確な御答弁を願ひたい。なお当局の御答弁で釈然としない向きがあるならば、制服の方にはなるべくわれわれは政治優先の意味で御出席を願ひたいということに御協力をいたしておるのでありますが、御答弁の次第によりましては、直接技術の責任ある人、特に技術者でなければならぬ、内局の皆さんではわからない点については、必要により、内局でない、技術者である制服の方に御出席いただく場合がありますので、この点も御了承願ひたいと思ひます。

先般から問題にされております米パックカード会社製のマリン・エンジンを取りつねをした高速救命艇が、すでに誕生していることを承しているのでありまうが、さらに引き続き今後この同じマリン・エンジンをういて昭和三十一年度に計画されているところ

の高速救命艇その他の実情を御報告願ひたいと思ひます。

○船田國務大臣 まず概要だけを私から申し上げまう。それは十萬円で払い下げたものが千二百五十萬円で買ひ上げられたということ、それだけをとつて御批評になれば、いろいろ御議論はあると思ひます。事實につきましては、後に経理局長その他関係の事務当局から詳細に御説明を申し上げることになります。概要は、昭和二十六年三月、極東空軍の持つておりましたパックカード・マリン・エンジンその他を二百ドル、すなわち七萬二千円が放出するということになりまして、それが競争入札の結果、一基十萬幾らということと払い下げをされたということがございまして、その後業者の間に転々をいたしておりましたが、防衛庁で予算をとりまして、高速救命艇の建造にかりましたのは昭和二十九年でございまして、そのほかいろいろ研究をいたしましたが、価格の点、それから要求する性能を備えておる点、それらを勘案いたしました結果、このエンジンを採用することが最も安く適當である、こういうことでこの買ひ上げをするということになったのでございまして、その払い下げと買ひ上げとの間には何ら特殊の因果關係も何もございませう。ただ価格について適當であるかどうかということにつきましては、防衛庁といたしましては、当時買ひ上げについて財務局の意見も聞きまして、さうして千二百數十萬円ということが適當な価格であるといまして契約をいたしたわけでございまして、その間何ら不正不当といふものは認められないのでございまして、これが概要でございまして、その詳細につきましては経理局長その他から御説明をさせていただきます。私は責任大臣といまして、その間に何らの不正不当を認むるものではございませう。

○北島政府委員 御質問ございました。パックカード・マリン・エンジンは、最高千五百馬力、毎分の回転二千五百回、防衛庁で購入いたしましたのは、昭和二十九年におきまして建造いたしました高速救命艇二隻及び昭和三十一年度計画の高速救命艇一隻に各二基ずつ備えつける予定でもつてこれを購入いたしました。現に二十九年度の方はこれを竣工いたしました次第でございまして、高速救命艇と申しまうが、これは御存じであるかと存じます。海上において飛行機が不時着または墜落いたしました場合、搭乗員を急速に救うための用途を持つておるものでございまして、きわめて高速なる性能が要求されておるわけでございまして。

ところで問題のパックカード・マリン・エンジンでございまして、これは当初昭和二十六年の三月八日及び四月十二日の二回にわたりにまして、米軍の立川基地より当時の東京通産局に對しまして、QM物資として放出されたものでございまして、これを東京通産局におきましては、一般競争入札によりまして払い下げたのでございまして、入札によりまして株式会社松庫商店が、一台当り十萬五百円でもつてこれを入札いたしました。その当時の状況といつたしましては、もちろん四十ノットのスピードを出すような、こういうきわめて高性能な船用エンジンを採用すべき船舶は、当時日本にはございませう。またそれを作るような手もな

かつたわけでございまして、これは推定でございまして、潜在価値あるとはいへ、当時の経済的価値としましては、ほとんどスクラップに若干プラスした程度の値段でもつて入札されたのではなからうか、こういうふうに考へております。もちろんこの放出されましたエンジンにつきましては、その当時におきましては、部分品等にそれぞれ欠けた点もあるようございまして、その後この松庫商店から転売されましたときにおきましては、所有者は間組でございまして、間組は二十台のバックカード・エンジン、ただそのうち二台のホールスコット・エンジンがありまうが、これを三友産業株式会社より購入いたしてあります。そのときの購入価格は、二十二台で一億四千七百萬元になっておりまして、当時の契約の状況、これは民間の契約でございまして、私もこれを調ひたいと思ひますが、私もこれを調ひたいと思ひますが、間組がいかなる値段で買ったかといふことも非常に重要な参考になりますので、十分注意いたしましたのでありますが、どうしてこういう高値になったかといふ点につきましては、聞くところによりまうれば、当時間組と三友産業との間に話が進んでおりましたときには、ガソリン・エンジンということではなくて、それは伏せられておりまして、むしろディーゼル・エンジンというふうに当初取引になっておつたやうであります。ディーゼル・エンジンでございまして、ガソリン・エンジンと違ひまして、工事現場におきまして、これを使用して発電することができまうのであります。これは聞いたところでもございまして、おそろしく間組と

しましては、当初はディーゼル・エンジンと思ひまして、二十二台を一億七千四百万円という値段で当時交渉しておりましたが、ところが最後の契約の段階になりました。これはディーゼル・エンジンではなくて実はガソリン・エンジンというものがはつきりいたしておりました。そこで三友産業との間に多少いざこざがあったようでございますが、当初組組は手金をついておつたものの、結局一億七千四百万円というのを一億四千七百万円に値引きさせて契約いたしました。問題はこれを買い取ったものの、やはり防衛庁との交渉に際しましては、技術的責任及びアフター・サービスという点からいたしまして、これを富士重工工業に転売をいたしました。こういう経路に相なっております。防衛庁におきましては、昭和二十九年予算におきまして、高速救命艇二隻を海上自衛隊において建造するという予算を要求いたしました。成立を見たわけであり

ます。

当初海上幕僚監部におきまして、種米國の實際使用している例及び民間の文獻等によりまして研究を進めたのであります。きわめて高速度の救命艇を建造いたします場合におきまして、この性能を満足せしめるものとして、は、当時パッカー・カード・エンジンと、それからホルスコット・エンジン、この二つしかないという結論に達したのであります。ところが両者を比較いたしますと、ホルスコット・エンジンと申します方は、パッカー・エンジンに比べて、馬力は約半分以下、しかも重量におきましては三百キログラム程度重いのであります。そこ

で最も海上自衛隊の要求しております高速救命艇の性能を満足せしめるものとしては、パッカー・カード・エンジンが最上だということになったのであります。そこで二十八年の秋、暮れごろから、実は米軍の顧問を通じまして、米軍からこれを手に入れたというところを申し入れておりました。二十九年の一月になりました。極東海軍司令部から、パッカー・カード・エンジンは現在製造を中止しておるし、ストック品は米軍の需要に必要であるという理由によりまして、米軍を通じての入手ができないことになりました。

ところが昭和二十九年の四月に至りまして、問題とその代理人でありますところの富士重工工業——當時は富士工業でありましたが、富士工業が自衛隊に参りまして、自衛隊で建造を計画しております。高速救命艇に採用してもらいたいという申し出があったのであります。そこで当時海上幕僚監部の技術者が、直接富士工業の三鷹工場と田無の試運転場におきまして、この分解と試運転に立ち会つたのであります。その結果の判定によりまして、この品物は、当時におきましては、わずかに数日間しかまだ使用しておらない、ほとんど新品同様のものであるという結論に達し、きわめて高速救命艇には適當なる品物であるということになったのであります。そこで昭和二十九年六月の末に、海上幕僚監部におきまして、この高速救命艇にはパッカー・カード・エンジンをつけたいということで、長官の決裁を二十九年の八月七日に受けて、その後調達実施本部に調達要求をいたし、調達実施本部におきまして調達し

た次第でございます。

調達実施本部におきましては、まずこれを當時の関東財務局に評価を依頼いたしました。財務局におきましては、旧海軍の持つておりましたエンジンその他につきましての払い下げの経験もございまして、一応公けに評価すべき官庁としては、適正であるということと、関東財務局に評価を依頼いたしました。その結果公文書によりまして、一基当り千三百六十五万円という回答を得ました。それから調達実施本部におきましては、さらに問題のパッカー・カード・エンジンとほぼ同性能を有しておりますものを作つておるのがイタリアにございまして、イタリアにインタという会社がございます。これが大体パッカー・カード・エンジンと同等の性能を持つエンジンを作つております。その価格を調べましたところ、これは関税を除きまして、約千九百万円に近い価格という判定になりました。ところが一方当初東京通商局から払い下げました値段が十五万五千円ということも調達実施本部においてはこれを十分承知いたしておりましたので、防衛庁におきましては可急的低廉に購入すべく、富士工業と交渉いたしましたわけでありまして、富士工業の当初の申し出価格は、一台千七百四十二万五千円でありまして、ところが防衛庁におきましては、ただいまの関東財務局長の評価、及びさらに問題につきまして、実際に帳簿検査をいたしました。問題はこれを調査し、さらに問題が完全にかつたところの部分品、あるいは試運転の費用等を一切がつかない調べ

ましたところ、問題におきましては、総額におきまして一億六千二百万円程度の金を支出いたしております。そういうことが判明いたしました。これを一台当りで——いろいろ見方もございまして、——割つてみますと、千三百二十数万円程度であるということになりました。そこで調達実施本部におきましては極力以上の資料を参考といたしまして、ネゴシエイトいたしました結果、一千二百五十万円という値段でもって商議が整つたわけでございます。防衛庁におきましては本件の購入につきましては、ただいま申しましたような程度でありまして、これを慎重に検討いたしております。

○山本委員長 簡潔に願います。

○北島政府委員 また昨年の会計検査院の検査に際しまして、本件につきまして十分慎重な御検査があったのであります。これは何ら不当事項として御批難にはならなかつた次第であります。

以上をもつて簡単に御説明を終ります。

○受田委員 私はぜひお尋ねしておきたいことは、今後引き続きこの残されたエンジンを買い上げて、防衛庁が空幕、海幕等に高速救命艇を作ろうとする計画があるかどうかを私はまず確かめておきたいのです。

○北島政府委員 昭和三十一年度におきまして、海上幕僚監部におきまして、高速救命艇一隻、航空幕僚監部におきまして二隻を購入する計画を立てまして、すでに予算に盛り込んでおります。

○受田委員 その高速救命艇三隻に備えつけるエンジンは、今問題のエンジン

を引き続き購入する予定でありますか。

○増原政府委員 三十一年度で購入をいたす予定の三隻に、どのエンジンを装着するかはまだ決定をいたしません。長官の決裁を得る段階に至つてお

りません。

○受田委員 今長官の決裁を得る段階でないというておられますが、現に空幕の幹部は、このエンジンは非常にいいエンジンだからというので、艦船課長のところなどへは、これをおれの方でももらいたいのだといつて申し出ようとしておられるとか、技術者の間においてははつきりこのパッカー・カード・エンジンを引き続き残された分を買い上げしようという計画が進められておるとわれわれは了解せざるを得ないのであるが、いかがでありますか。

○増原政府委員 ただいま申し上げました通りでございます。まだ決定をいたしておりません。

○受田委員 この高速救命艇にエンジンを備えつけるとするならば、イタリアの今北島さんから申されたような千九百万円もかかるようなエンジンを買い上げるのは、やはり残されたエンジンを買い上げるのが妥當であるという計画が進められるということとは、常識として考えられますけれども、この点空幕の幹部も海幕の方に行つて、非常にいいエンジンであるといつてはめて、うちの方でもこれを使いたいのだといつておられる現状を、われわれは見のがすわけにはいかないものであります。予定通りこのエンジンを利用するという一部に計画のあることは見のがせないと思ひますが、いかがですか。

○増原政府委員 まだ係の技術者がど

ういふふいふことを申し上げるかも知、これを決定するという形において意見をまだ聴取する段階に至っておりません。これを使うというに絶対にならないうと、決定に達してはならないと、決定に至ってはおらないということを申し上げておるわけでございます。

○受田委員 しかば決定に至らない、決裁をいただく段階ではないが、準備は進めておる、こういうことになると思いますが……。

○増原政府委員 そういふふうに申し上げたつもりはございません。そういうことを係の者が言うておると仰せられましたが、そういうこともまだ決裁を受けてという手続の段階としては聞いておらないということでありまして、決定をいたしております。

○受田委員 この問題は……。(決算委員会でも) 呼び、その他発言する者多し。決算じゃない。新しいこれからの計画じゃないか。これからの計画を聞いておるのだ。これからの計画は決算委員会でもやっていない。委員長発言の停止をされたい。これは重大な問題だ。

○山本委員長 お静かに願います。どうぞ御質問を御継続願います。

○受田委員 私は防衛庁の技術者の方々が真剣に考えている問題である。このエンジンには非常に問題であると語り合っている、そういう問題を技術者そのものから十分聞かないと、これは内局の方だけではどうも承服できない問題が、まず一つ今起ったわけです。次に一つお尋ねしますが、このエンジンの取り上げられた当時の防衛庁の責任者はだれか、間組、富士重工のい

かなる責任者と最初に正式の会談をされたかというのをまずお尋ね申し上げます。

○北島政府委員 昭和二十九年の四月ごろ間組の経理課長と富士工業の三鷹工場長が海上幕僚監部の、当時の第二幕僚監部の技術部長に採用方を申し出ております。

○受田委員 その申し出をされたことに對して現地調査に行かれた責任者は何という技術官か。その最初に行かれた場所はどこであるか。

○北島政府委員 二回に分れて調査をいたしております。第一回は富士工業の三鷹工場におきましてこのエンジンの分解状況の調査が行われました。次に、志賀、入来、山下という三人の技術者が視察いたしました。第二回は同じ富士工業の田無の試運転場におきまして、このエンジンの試運転が行われた際に、技術部長以下四名が立ち会っております。

○山本委員長 外務大臣が見えておりますから、どうぞ外務大臣に御質問を願います。

○受田委員 もう一つだけお尋ねして外務大臣にかけますが、最初の防衛庁の職員の中で、新橋の汐留十六号倉庫に見に行かれた方はいないかどうか。ここを一つお確かめ申し上げたい。

○北島政府委員 ただいまのお尋ねにつきましては、私そういう事実がありません。またかどうか存じておりません。

○受田委員 この問題は引き続き重大な発展をいたしますので、ここで一応外務大臣が来ておられるから外務大臣にちょっと質問をさせていただきますことにいたします。

それで私ちょっと今のことを取りや

めてあなたに御質問申し上げますが、私は最近の諸外国の新聞、世論を詳細に調査したところ、日本の再軍備計画が横行されつつあることに對して、アジアの諸國家が痛烈な批判を加えております。またビルマのラングーン・デリーという新聞におきましては、結局こういふことが書いてある。これは去年の九月三日でありまして、これは日本の過去の侵略からみて、日本は好戦國であると思われる。米國はこの事実を知り、ソ連及び中共の攻撃の際、その進出を阻止するよう、うまく日本を再軍備させているのだ。『日本は第二次大戦以外には負けなかったのな』國である。もし、日本が思ひ通りに軍備すれば、日本がアジアに火をつける恐れもある。これがラングーン・デリーのものであります。(赤新聞だ)と呼ぶ者あり。赤新聞でない。次はインドネシアのハリアン・ウムというこれも中立系の新聞であります。赤新聞じゃありません。これの最近の報道によると、日本の軍備の今後の態度によつてアジア諸國の態度を決定しなければならぬ段階であるということが書いてある。さらに天津大公報、これは中共でありますけれども、これなどはもう痛烈な批判を加えておる。こう考えますと、ビルマ、インドネシア、香港その他中共等の新聞も、一齊にアジアの諸國が日本の再軍備進行を非常に憂慮しているという世論を無視できないと思ふのであります。が、外務大臣は第一、國防會議を作つていくことは、日本の自衛力を増強する、すなわち再軍備を進める意味になると思ふかどうかということ、それ

に關連してアジアの諸國家における影響力をどう考えるかということ、外相の立場から御答弁願いたいのであります。

○重光國務大臣 ごく簡潔にお答えをいたします。日本の自衛軍備の増強につきましても、いろいろ外國において批判のあることもないが、報告に接して話のようにながらあったということ、おは、一々報告を受けておるということ、は、はっきり記憶をいたしておる。が、大体においてこういうことでございませう。東南アジアでもいろいろ新聞の種類がありますが、大体共產系の新聞は日本の自衛軍備の増強について非常に悪意に解釈をいたしてあります。しかしながらその他の新聞は日本の独立の完成については、一般的に同情を持って頼りにしておる論調が多いように観測をいたしております。しかしながらむろん共產系の新聞の論調であつても、十分に注意をいたさなければなりません。そこでさういふ議論に對しては、日本の自衛軍備というものは、あくまで自衛の見地からやっておるのであるというように十分にご了解させることに努めておるわけでございます。

○受田委員 國防會議を作るといふことは、日本の自衛力を増強するといふ意味には解釈しないかどうか。

○重光國務大臣 國防會議を作るといふことは、これは自衛軍備の当然のこととでございますから、あまり問題にされてはいないに承知をしております。

○受田委員 あなたはきわめて落ちついておられますが、アメリカの命令でどしどし軍備することは非常に危険であるということ、アジア諸國の中立

系の新聞が申し述べておる。この点におきまして、アメリカの要請によるといふことをはつきりうたつておるのだ。が、こういう点において國防會議を作るといふことも、当然アメリカの要請によるといふ意味の世論が書き立てられておる。こう考えると、あなた

は、当然のことであつて、國防會議を作ることとは何ら自衛力を増強する意味でもないのだ、当りまえのことだとおっしゃられることは、はなはだ矛盾があると思ふのであります。御見解をもう一度確かめておきたい。

○重光國務大臣 國防會議をこしらえてこしらえるのであります。そのことについてはアメリカ側から要請されたわけではむろんないであります。それは自然にわかるであらう。またわからなければならぬと思つてやっております。

○受田委員 あなたはさういふ立場にある方であることを御自身で御自覚願いたいのであります。今度の國防會議の法案では、あなたは内閣法第九條の規定によりあらかじめ指定された國務大臣と私は了承しておるのです。従つてあなたは總理大臣が、今鳩山さんがあつたからであるから、いつど

ういふ事態が起るかもしれないとき、總理に事故があるときはあなたが總理の職務を執行される方であることも御承知の通りだと思ふ。さうなるならば、あなたはいつこの國防會議の議長となり、また出動の可否を決定する最高責任者になられるかという事態が起るかもしれない立場にあることを御自覚いたさるべきです。その意味

において國防會議の最高責任者である

あなたが、おとこのこの委員会が、こういふことをお尋ねしたところ、これに対して、はつきり速記録に出ておられますが、船田さんが敵基地を爆撃し得る場合がある、例として航空機に乗って行く場合がある、ということとは二月二十七日の速記録に出ておる。その際に、航空機に乗って海外に出ていき、敵の領空に入る場合は海外に兵を派すると了解してよろしいかと言った、その通りとはつきり答弁しておられますが、そういう海外派兵は認められておるとあなたがはつきり答弁しておる。そういうあなたが今度国防会議の最高責任者になられる公算がある程度あるわけですか。これははなはだ危険なところである。この国防会議そのものの、こういう重大な法案を通されることは、結局はあなたの方の立場をもってすれば、自衛力を増強し、平和を願っている諸外国に、日本は大東亜戦争に負けた以外には負けたことのない好戦国である、戦争を好む国であるという印象を深めるほか何ものもないと私は考えるのです。こういうことに対しては、あなた御自身この国防会議の最高責任者となられる公算のある方であり、また、敵基地も爆撃できるといふ政府の見解をもってアジアの諸国家に脅威を与える心配はないかを、もう一度御答弁をお願いいたします。

○重光国務大臣 お示しの通り、国防会議につきましても、もし私が列するならば、列する者の責任の重大なことは非常に感ずるわけでございます。その通りであります。

そこで御質問に一つ一つお答えいたしますが、飛行機が海外に行くからこれは海外に行くのではないかと云われたから、海外に行くのだと申しました。これは私は今もその通りであると考えております。しかし、海外派兵の考え方を前もって持っているか、と云う言われることに對しては、私は海外派兵の考え方というものは、今日の日本の状態において、また法規において、そういうことは考えておらぬ、また問題になったことはない。今は日本は自衛軍備を充実することに専念をしておるので海外のことまで手が届かぬ。そんなことは日本人も考えておらぬし、米國も予期しておらぬ、こういうことを私は申し上げた。そこでその点はお答えをしたと思ひます。

しかし非常に大きな問題を今言われました。それは日本が過去のことなどにもかんがみて、東南アジアその他において再び侵略をするようなことの懸念を受けぬようにしなければならぬという大きなお気持は、これは私もその通りに考えます。ぜひ一つそういう工合にやらなければならぬ、自衛権の何というか、増強は、決してそういう意味のものでないということも十分に了解をしておらなければならぬ、こう考えております。その点は私は少しも御趣旨に反対するものではございません。

○受田委員 あなたは非常な信念を持ってアジアの國々に対する疑惑を一掃するために努めたい、外務大臣として平和外交を推進する主体になりたいというお気持があるわけですか。ところがあなたが内閣法に指定される總理の職務執行者となられる公算が非常に重大なときに、必要な場合には敵の基地までも襲うていんだという考えを持たれるような船田さんのような方が、強力

に国防會議において主張した場合に、あなたは總理大臣の職務執行権をもつて、船田さんのような好戦大臣を罷免することができるとか、この点一つ總理の職務を執行される場合には、外務大臣は總理職務執行の際において國務大臣を罷免する権限があなたにあると思うが、内閣法の第九條に指定する國務大臣として、そういう努力をしようというお気持があるかどうかをお伺いいたします。

○重光國務大臣 自衛権の行使は私は最小限度にとどむべきである、こう常に申しております。しかし自衛権の行使をしてはならぬということとは、それから出てこないものであります。その点においておそろく、たとい國會において私を總理に御指名をいただいて、さような意味である以上は、そのことを發言された國務大臣を罷免することはできないと考へます。

○受田委員 國務大臣の罷免ができないというやうな弱虫の總理大臣職務執行者がおられるということは、はなはだ私は心もとないと思ひるのであります。決意を持ってやってみてほしい。では次の質問者もありますので一つ……アジアの國々との平和を維持する上に非常に影響のある問題が、新たに一つ発生しておるんです。それはインドのチャンドラ・ボース、かつて終戦の翌日台湾で航空機事故でなくなったと報道されているチャンドラ・ボースの實際のいささんなどが、このチャンドラ・ボースのなくなった遺憾及びそのとき大量の宝石を持っていったが、日本における処理状況に非常な疑義があるというので、近く四月末に日本へ訪れてくるという。インドにお

いてはチャンドラ・ボースの地位は、現在のネル首相と匹敵するほどの信頼されているこの人の、なくなった当時のてんまつを確かめに日本へ来るというところであります。これは日印友好關係における重大な問題として外務省は十分心得ておられるかどうか、外務大臣の御答弁をお願いいたします。

○重光國務大臣 十分心得ております。参りましたならば從來のいろいろな疑念が晴れるように、十分的確な資料を提供いたして協力をいたしたいと考えております。

○受田委員 このチャンドラ・ボースの案兄その他の責任者が、日本へ訪れてこようとする目的は何であるか、これに對して外務省が入手しておられるいろいろな情報等を、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○重光國務大臣 この調査団を派遣するということとは、昨年十月末に正式に東京におられるインドの大使から私に申し入れがございました。それはチャンドラ・ボースの最後の状況を十分に調査をしたいということでございます。それはよくわかつております。

○受田委員 いづろ日本へ来る手続がしてあるか、そして日本へ来てからどういふところを調べたいという要求があるか、お示し願ひたい。

○重光國務大臣 日本に到着するのは五月の三、四日ごろといつてきております。それから調査をするのでございまして、それからどういふ人に会うとか、どういふところへ行きたいとかいふことは、その上で向うから申し出があるはずでございます。またその前に大使館から連絡があるはずでございますから、十

分にそれはやりたいと考えております。

○受田委員 元軍人で高倉という人がすでに相當の調査をしておることを発表しておられるのでありますが、日本政府としてはチャンドラ・ボース氏の死亡のてんまつ及び宝石の行方等について、チャンドラ・ボースの肉身の皆さんやインドの高官たちが、こちらへ調べに来る必要はないのだというやうな政府筋の意見もあるようであり、さういふ事實はありますか。

○重光國務大臣 そういう事實はありません。調査をしたいとかしたくないとかいふのは、先方の意向によつて動くことになっておりますから、先方が調査したいというのであります。十分に資料を提出したいと思ひます。

○受田委員 それじゃ質問を終ります。

○山本委員長 石橋君。

○石橋(政)委員 外務大臣は昨年わざわざアメリカにお行きになりました、ダレスさんと胸襟を開いていろいろ話し合ひをし、あるいは約束をされておられるようございしますが、その会谈の内容を見ますと、ほとんどが防衛問題に尽きているのじゃないかという気がするわけでございします。そこでまず最初にお伺ひしたいのでございします。アメリカに行きます前に担当大臣である船田さんと十分に御連絡、御相談ができておったと考へますが、その点間違ひございませんでしょうか。

○重光國務大臣 私が渡米しましたときには、まだ船田長官は閣内におられなかつたこと記憶いたしております。

○石橋(政)委員 船田さんと云つたのは砂田さんでございします。

○重光國務大臣 砂田長官が防衛庁長

官でございました。防衛の問題については十分に打ち合せをいたしたのでございませう。

○石橋(政)委員 会談の内容をわれわれは詳しくうかがい知ることができませんし、今それをあらためて重光さんからここで御報告願う時間的な余裕もないようでございます。与党の方が非常にあせっておりますので、やむを得ませんので、会談後に発表されまして共同声明をもとにいたしまして、いろいろとお尋ねをしてみたいと思うわけでございませうが、まず第一番目にドレス國務長官と外務大臣は大規模な戦争の急迫した危険は、当分遠のいてはいるが、国際情勢、特に極東においては不安定の要素が依然として残っており、平和の明るい見通しを維持するためには、自由世界の結束が引き続き必要であるとの見解に同意した、このように情勢を分析されておられるようでございませうが、特に私お尋ねしておきたいことは、急迫した危険は当分ないようだけれども、極東においては不安定の要素が依然として残っており、この不安定の要素というに阿者の意見が一致されておる。そうしますと、この不安定の要素というのは、いかなるものを具体的に指摘されておられるものであるか。これは非常に防衛問題を論議する上から大切な問題でございませうので、ぜひお伺いしておきたい。

○重光國務大臣 私が渡米したのは昨年の八月末でございました。そのときはちょうど第一次のゼネヴァ会議がすんだときで、非常に世界の情勢の緊張が緩和したように感ぜられておりました。しかしながらこれは表面上のことであるというのが、大体の識者の觀察

でございました。そこで世界的な戦争は当分避けらるようであるという觀察になったわけでございませうが、しかしやはり底流は非常に危険ないろいろ困難がある。極東においては台湾海峡の問題などが毎日新聞種になっておりまして、さようなこともありまして、形勢は決して安定をしておるものではないということになるわけでございませう。

○石橋(政)委員 当時の具体的な例として、台湾問題を一つおあげになつたわけでございませうが、その点で私納得いくわけでございませうが、現在においては、しからば情勢の変化がありまして、極東における不安定の要素というものはなにかということになるかと思ひます。最近外相がおっしゃつたような台湾問題ということも別に取らざれば、これもおられないようでございませう。この点情勢の変化があつて、極東において不安定の要素が依然として残つておるといふことは、現在においてはなにかというふうにお考えになつておられますかどうか。

○重光國務大臣 これはそう断定はできないと思ひます。それでは今台湾海峡の問題が昨年のように緊張しておるか。これはやや緊張が緩和したようでございます。しかしながらそれでも台湾における國民政府の人々、またアメリカの人々等は、決してこれは安心しておきませう。このようになつておるから、一般の形勢といつたしましては、緊張が続いておると見なければならぬ。ただ将来この緊張を緩和すべく努力しなければならぬ。この緊張があるという事実を認めなければ、努力の力も起りません。そこで緊張の事実

は、客観的に見て、これはある、今日國際間においてまだ存在をしておるんだ、続いておるんだ、こういうふうに見ることが、私は世界の一般常識になつておる、こう思ひます。

○石橋(政)委員 昨年外相がアメリカに行つたころは、盛んに台湾問題というやうなものが大きくクローズ・アップされておつた。そういう現象をとらえて不安定の要素というふうにおつしやつたのかと思へば、やはりそうじゃない。結局そういう現象面に現われてくるのが問題ではなくして、やはり重光さんなりあるいはアメリカのドレスさんなりの頭の底には、中共といったものに對する不信感というものが根強く横たわつておるのではないか。従つて台湾問題というやうなものは、ほんに表面上の問題であつて、そういうものがあつたらうとなかろうと、どうしても中共あたりを信用することはできないんだ、こういう情勢分析の上に立つて諸般の對策が立てられておるとしか考えられないのでございませうが、そのように理解してよろございませうか。

○重光國務大臣 私は中共を信する、信じないといふやうな非常にばく然とした問題について考へておるわけではないのでありますが、中共が信じ得るものであるかないかという議論は、そのほかの問題として世界に相当議論のある問題であります。そして多数の人が信用を持っておらぬといふことも事実でございませう。しかし私は中共との關係は、そういうふうなことにのみとらわれずに實際的に考へることが必要だと思つておるものでございませう。

○石橋(政)委員 それはちよつと私納得いたしかねるのです。昨年あなたと

ドレスさんがこのような声明を出されておつたその当時は、台湾問題という明らかに具体的な現象があつた。あつたから、ああいうごたごたが起きる以上、不安定の要素ありと判断されるゝなた方のそういう判断に一応私納得できるわけなんです。現在はいくとも現象面にそういうトラブルは現われておりません。朝鮮におきましては台湾におきましては、さして急迫したそういう具体的な問題が起きてきておらぬ。それでもなおかつあなたは当時の考えを改めようとなさつていない以上、表面上に具体的な問題が起きようと思ひまゐると、やはり根本に流れておる一つの考えといふものがあるとしたか判断できないじゃございませうか。そうでないとするならば、去年は台湾問題があつたから不安定の要素があると考へた。今年は何があるから不安定の要素があると考へるに、端的な御指摘がなされなくてはならないじゃないかと思ひますがいかがでございませうか。

○重光國務大臣 台湾海峡の形勢は、去年よりも緩和をいたしてゐると私は思ひます。しかしながら根本的に何らことも事実であります。しかしそれはそれといたしまして、國際關係は一つの現象によつて判断しなければならぬ、そういう簡単なものじゃないと私は思ふ。これはすべての要素を考慮に入れて慎重に判断をしなければならぬ。それは世界の常識として、今日まだ非常に世界の緊張が続いてゐる、この認めるのも、その一つ一つの現象をとらえて言うのではなくして、全体の問題としてその世界の常識が判断してゐるのであります。今緊張が緩和し

た、緩和したと言つて非常に宣伝を事としてゐるのは、共産黨方面からくる平和攻勢ばかりであります。それも一つの意味を持つことでもありますけれども、その平和攻勢は一つの考え方をもつてやつてゐるのでありますから、それにとらわれるといふと大へんな観測の誤まりをする、こういうことになりませう。私はごく客観的に國際情勢を見なければならぬと考へております。

○石橋(政)委員 私が申し上げてゐるやうに、具体的に表面に事件があるやうとなかろうと、外務大臣の考へる奥に流れてゐるものには変化がない。これはまた去年今年を通じての問題ではなくして、過去一貫して流れておるものものの見方であらう、このやうに思つておられます。もう少しさかのぼつてみますと、日米安全保障條約の前文におきましてこれと類似の表現があります。それは「無責任な軍國主義がまた世界から驅逐されてゐないの、前記の状態にある日本國には危険がある」といふ表現の仕方でございます。これもやはり同じやうな觀念を持つておると思つてゐますが、當時この日本安全保障條約が締結された二十七年の七月当時、一体無責任な軍國主義がまた世界から驅逐されてゐないといふのはどういふ状態を御指摘になつておられたのであるか。そうしてまたそのやうな状態がしばらく現在なお続いておるとお考へになつておるのであるかどうか。この点についての明快な御答弁を一つお願いしたいと思ひます。

○重光國務大臣 この安保條約は、そのときに安保條約ができたときの國際情勢をうたつておるのだらうと、こう考

えます。またそうでなければならぬのでありますが、国際情勢が時とともに変化を見せるということもこれは争われぬことでございます。しかしながら今日において先ほど申す通りに平和攻勢は一方の方からありますけれども、それは平和をもって攻勢をするという言葉によっても現われておる通りであります。緊張はまだ現存しておるわけでありまして、そうでありましてから国際間における緊張が存在しておる間はそれに対処する方策を各国はとらなければならぬ。日本もその必要があるということは当然のことのように考えるのであります。

○石橋(政)委員 先ほどの共同声明の表現よりはこの安全保障条約の表現の方がより具体的に述べられておるわけなんです。共同声明の場合は共同になお不安定な要素があるという、こういう表現の仕方である。ところがこの安全保障条約の場合には無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されてないの、で、当時のこの無責任な軍国主義というものが一体どこでどういう形で現存しておるという形に日本に影響を及ぼすというように判断されたのであるかということ、これは一つ明快に御説明願っておきたいと思うのです。われわれもこれがほんとうにこの表現の通りであるとするならばちょっと考えてみる必要もあるかと思えますので、当時の状態をつぶさに御説明願いたいということをまず第一に申し上げたわけでありまして。

○重光国務大臣 私が安保条約の当時において局に當っておったわけではございませぬから、責任を持ってそれを解明するということは果して資格を

持つておるかどうかわかりません。しかしながらこれは一九五一年でございまして。戦争が済んだのが四五年、戦争が済んで五、六年後の世界の形勢はきわめて緊迫感を持った状態であったというところはこれは私が御説明するまでもないことだと思えます。それをここに端的に現わしているのだ、こう私は了解しておるのであります。

○石橋(政)委員 重光さんがこの条約の締結に当られた直接の責任者でないことは十分に私知っております。しかしながらこの条約はすでに死文化したものじゃございませぬ。現在効力を持って、ばりばり効力を発揮しておるなまの現役の条約なんです。だからこれに對してあなたが正確な分析と判断を下すのは、これは外務大臣として絶対に必要不可欠のものであらうと思ふ。これは同じく防衛の直接の責任を担当しておられる船田長官も同じだろ、うと私は思ふ。だから一つごまかしなしに御説明を願いたいわけですが、無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されてないというところは、結局第二次世界大戦を起す原因を作った日独伊枢軸、これは連合国軍は軍国主義国といて烙印を押しておった。この枢軸諸国のいわゆる軍国主義と呼ばれるものがまだ残存しておるというふうな表現の仕方なのであるか、それともそれは連合国軍の鉄蹄によつてすでにいへ去つておるけれども、それにかわつて新しき軍国主義が終戦後において頭を出してきた、それが引き続いてあるというふうな表現なのであるか、どうか。その程度のことは日本とアメリカで締結されておる条約の前文にしたためられておる条文である以上、文章で

ある以上、われわれが納得のいくような説明が当然でございましてので、外務大臣、そして防衛庁長官の懇切なる御説明を一つお願いしたいと思ひます。

○重光国務大臣 私はこの条約は、条約締結当時の情勢において締結者がそういうふうな観測をいたしたのでございましてからそれに譲つていいと思ひます。しかしあなたが今言われる通り、これはまだ生きておるのだから、その後情勢の変化があつてもやはり同じように見るかというところは私は非常な意味があると思ひます。その通りだと思ひます。私は、でありますから今日においても国際情勢というものの緊張は続いておるのだ、一言葉はあるいは違つた表現を用いなければならぬかも知れませんが、それは続いておるのだ、この条約というものは今日まだ効力を持ってわれわれも実行しておるわけでありまして、さういふ国際情勢は変化はあるけれどもまだ緊張は続いておるのだ、こう私どもは見ておるわけでございます。

○山本委員長 石橋さんにお願ひ申し上げますが、午後一時から本会議が定刻に開かれ、重光外務大臣の日比賠償に関する中間報告があるそうでありまして、結論をお急ぎ願ひます。

○石橋(政)委員 結論は急がれませんが、一応区切りをつけることはできると思ひます。少くとも日本が国防会議を今から作つて国防の基本方針をきめよう、防衛の計画を策定しよう、こういうふうな時期に差しあたつてきておるわけなんです。そこで私たちはやはりいふんな情勢を克明に分析していかなければ國をあやまるといふふうに考

えておる。これは国会議員としても当然の責務であるし、特に外務大臣や防衛庁長官、これは十分なる分析がなされておらなければならぬと思ふ。特にこの日米安全保障条約というものが現在日本の防衛のなめになつておることは御承知の通りです。しからばこの日米安全保障条約というものはどういふ前提の上に締結されておるかといへば、一つには日本が裸にされておるということ、いわゆる戦後敗戦によつて日本が武装を完全に解除されてまづ裸になつておるということ、そして一つには、この無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されておらないというところ、この二つの前提条件の上に立つて日本とアメリカがこういう防衛条約を結んでおるのです。だからこの二つに変化がくれば当然われわれの防衛に対する考え方、対策というものは變つてこなくちゃならぬはずなんです。だから一つには裸になつておる程度と申し上げました。その前提は、相当の水準に達する防衛体制というものが確立されておるということ、重光さんがダレスさんに説明されておる通り、裸でなくなつておる。あなたはもう去年のことでお忘れになつたかも知れませんが、外務大臣は日本の防衛力が現在相当の水準に達したことを指摘し、日本の能力の範囲内において防衛力増強の政策を引き続き進められることについて、かたい決意を表明したと述べておられる。結局日本が敗戦によつて裸にされたことは、情勢の変化がすでにあるわけです。裸でなくなつて、相當高い水準の防衛体制というものが確立されておる。もう一つの

無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されてないの、という情勢については、しからばどういふ変化があつたかといふことをつづさに検討すること、が、今後の日本の防衛体制を確立するために一番大切な要件だとあなたは考へになりませぬか。当然考へておられると思ふ。そこで、これを誤まりなからしめるために、十分にわれわれに判断の材料を出していただく意味において、國民に納得してもらつて防衛意識をあなたたちは高めなければならぬ責任があるのでは、あなたの方の立場から……。そうすると、こういう情勢が、當時はどうであつた、現在はどうだということを明確に國民に説明する義務が当然であると思ふ。だから、當時の無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されていなかったというのは、具体的にどういふことを指摘しておつたのか、そして今はこれがどういふふうに変化しておるのかということ、一つごまかしなしに、外務大臣と防衛庁長官からここに御説明を願ひたいと思ふ。それが明快に答弁が得られれば、一応ここで留保して、あとの質問は本会議散会後にやることに何ら差しつかへございませぬ。

○重光国務大臣 その点は私が繰り返して申し上げておる通りでございます。今日の国際情勢は、私はそのつど外交演説においても、その国際情勢の判断をはつきり申し上げておりまして。私が緊張は続いておると言ふと、野党の方々は、それは間違ひである、今はもう平和はすべて回復したのだから、防衛力などは要らぬぢやないかと、いふふうな質問を私にせられる。私はそれは考へておらぬ、こう申し上げて

おるのでございます。戦争後四、五年のときの国際情勢、これは東南アジアの情勢もありましたし、あるいは朝鮮の戦争もございました。いろいろな関係で非常に緊張したておった。それを端的に安保条約の前文に表わしておるのだと私は思います。またそれは非常に危ないことでもございました。今日はその当時よりも緩和はいたしておることは事実でございますが、なお十分に備えあることを必要とするのでございします。そこで、自衛力は十分やらなければいかぬ、日本もやる決意があるもので、いよいよも独立国である以上は、自衛力を十分持たぬような国はほんとうの独立国じゃないのだ、われわれはあくまでも独立精神でやるのだということ、私は渡米したときに十分向うに印象づけたのであります。それは私はそういうふうな考えでおるのでございします。

○石橋(政)委員 共同声明で言われておるような不安定な要素という表現であれば、Aという勢力とBという勢力があつて、この間に不安定な要素がもし出される何かが起きてくるということ、やや抽象的な表現なんだ。ところがこの日米安全保障条約の場合の表現はそういう表現ではない。そういうあいまいな表現ではない。何度も読んでおきますように、無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されてないの、という明快な表現が使われておる。一体この無責任な軍国主義というものはどういふものかということの説明できないはずはないじゃないか。あなたはその当時と今と情勢の変化がないとおっしゃる。緊張緩和は、表面はともあれ、底流においてなされてないとい

言われる。われわれはそれはそれなりに理解する、あなたの見方として理解する。しからばなおさらのこと、この無責任な軍国主義というものが世界から駆逐されておらないということは、どういふことを意味するのかというところが、もっと端的に説明されていいじゃないですか。それがなにもとちよつと安全保障条約の意義というものを十分に理解できませんし、今後の防衛体制確立のためのわれわれの研究にも、また十分なる材料が提供されないということになると思ひますので、一つ明快に答弁して下さい。

○重光外務大臣 私は外交の責任者として、過去においていふ前に締結された条約の文句について、ある特定の国はどうであるというふうに、国の名前までもあげてそれを解釈することは、私としては謹慎をいたすべきことと思ひます。私はその当時に国際情勢が緊張をして、当時の当局はこう見たのである、こういうことで十分説明がつく、こう思ひます。

○石橋(政)委員 それでは船田さんの答弁も一応お聞きいたしておきましよう。

○船田国務大臣 国際情勢の見方につきましては、しばしば申し上げておりますように、総理大臣及び外務大臣が本会議、各委員会等において申し述べられておりますことを私はその通りと考へます。従ひまして今日全く手放しで何ら自衛力を持たずにいふという国際情勢になつておらぬということ、私は言うのでありまして、自衛力は必要である、かように考へております。

○山本委員長 暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後三時三十九分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○石橋(政)委員 午前中に引き続きまして、重光外務大臣にお尋ねしたいところでございますが、参議院の方に出しておられるということでございますので、その点は一応留保いたしまして、昨日衆議院になつております、行政協定二十四条の解釈を中心にしたしまして、いろいろの問題について、船田長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

行政協定の二十四条の解釈につきましても、もし外国の敵対行為が行われなした場合に、日本の自衛隊は一体どうするのか、日本に駐留したておる米軍との関係はどういうことになるのかというところが問題でございます。長官は、外国の敵対行為があつた場合には、まず最初に米軍と協議するんだ、そのあとに共同措置をとるのだというのを再三繰り返しておっしゃつておられるのでございしますけれども、この条文の解釈からいいますと、どうして私共の方にもよく理解していただく意味で読んでみたいと思ふのでございします。行政協定の二十四条によりまして、日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一

しなければならぬ。」となつております。結局共同措置をとるということがまず最初に打ち出されてきておる。そうしてそのあとに直ちに協議しなければならぬということが続いております。そうしますと、この文脈から推してみましても、共同措置をとるということが先であつて、そうしてその後協議をするという形が続くというふうになつておられるわけなんです。もう一步譲つて考えたとしても、同時にこれをやる。片一方では直ちに手を打つて、そうして片一方では協議をするという並列の形で進むというふうになつておられる。私も、私共も思ふわけなんです。事実敵対行為があるいはまたよく使われます急迫不正の侵害があつたというふうな場合に、確かにその方が筋が通るような気がするわけなんです。どつと敵が来た、協議をするというよりも、やはり手を打つというところが先になるような気がするわけなんです。そうして協議というところがその後に行われるか、並列して行われるかというところが筋が通る。われわれの解釈の方が正しいと思ふのでございします。昨晩からいろいろ御研究なさつたことと思ひますので、一つそのこととを納得のいくように御説明をお願いいたしたいと思ひます。

○船田国務大臣 ただいま石橋委員の御質問になられた点につきましては、従来本委員会その他の機会におきまして、私及びその他の政府責任者からも答弁申し上げておることでございします。が、ここにもう一度繰り返してはつきり申し上げておきたいと存じます。日本の区域に攻撃が加えられた、すなわち侵略が起つた、こういう場合に

おきましては、行政協定二十四条の規定によりまして、いかなる共同措置をとるか、またそれによりまして、安保条約第一一条の目的を達成するためいかなる処置をしなければならぬかということにつきまして、日本政府とアメリカ政府との間において直ちに協議をしなければならぬことになつております。その協議の結果、日本といたしましては、日本の自衛隊は憲法及び国内法規に従ひまして、この侵略に対し、攻撃に対し、最も有効適切な手段を講ずる、こういうことになると存じます。さうな場合にございましては、同時に迅速に提訴をするというふうなことももちろん行われることと存するのでございまして、行政協定二十四条の解釈におきましては、ただいま石橋委員が仰せられたように、共同の措置をまずとり、しかる後に協議をするのでなくして、いかなる共同措置をとるか、安保条約第一一条の目的を達成するためにいかにするかということ、日本政府とアメリカ政府との間において協議をする、こういうことになるのでございまして、そういうふうな二十四条の解釈を政府はいたしておるわけでございます。

○石橋(政)委員 自説を変えておられないようでございますが、この条文を正しく読みこなす場合に、あなたがおっしゃつておるような解釈は私出でこないと思ひます。どう考へても出てこないではないか。そういう意味ならば、まず協議をして、その後共同措置をとるというふうになぜ一般の、だれでも日本人ならわかるような文法でここに掲げられていないのか、その点に大きな疑問を持つわけなんです。これがこじ

つけでないというための、私先ほど申し上げた、敵対行為のおそれがある場合、敵対行為の急迫した脅威が生じた場合、こういう場合には、ゆつくり協議をし、相談する余裕がございましょう。しかしその前の敵対行為があった場合、果してゆつくりと相談しておるひまがあるわけでもないでしょう。その点いかがでございますか。

○船田国務大臣 この二十四条には、協議をしなければならぬとあるのでありまして、まず協議をする。日本区域におきましては、たゞ御指摘のような侵略が起りましたときには、日本政府とアメリカ政府との間において協議をするということがまず第一にやらなければならぬことになっておるわけでございます。

○石橋(政)委員 どうしても私納得いきません。文章の方からいきまして、も、実際の面からいきまして、納得いかない。文章の方も先ほどから言っておる通りに、必要な共同措置をとり、かつ協議しなければならぬことになっておるし、実際の面におきまして、そんなゆつくり相談しておるような、協議をしておるようなゆとりというものは、ないのではないかと。少くとも急迫した状態でこういうことが起きてくるのではないかと。その場合に協議をする、協議がととのわなければ、突如として行動に移さなければならぬことでは、ちょっと納得いかないわけですね。現に安全保障条約の第一条の方を讀んでみますと、日本の国内に騒乱が起きた、いわば間接侵略というふうなものが発生した場合には、日本政府の明示の要請に基づいて米軍は動くことになっております。

ところが直接侵略の形で日本が脅威にさらされた場合には、日本政府の明示の要請というものは必要としないような形になってきておる。そうしますと、敵が日本の安全を脅かして来た、そのときは直ちに米軍はこの安全保障条約によって立ち上るわけでございます。その点いかがでございますか。

○船田国務大臣 この二十四条は、たゞ御指摘のように、日本の区域に侵略が行われた攻撃が加えられた、こういうときのことを規定しておるものでありまして、そのときに日本政府とアメリカ政府との間において、いかなる共同措置をとるかという点について協議をするのでございます。この文章をざらに下されまして、これがもし石橋委員のようなことで、まず共同措置をとって、それから協議をするという点であるならば、この書き方は、おそらく法制局で使う文例から申しまして、も、「必要な共同措置を執り、」というところの点を打たないで、もし打つといたしますれば、その次に「及び」という字を使っておるのが普通の文例でございます。この文章をざらに下されば、おわかりの通りに「必要な共同措置を執り、且つ」というところのまた点を打っております。そして「安全保障条約第一条の目的を遂行するため」という点でございまして、直ちに協議しなければならぬ」ということは、その二つのことを含んでそれを協議する、こういうことに解釈するのが私は正当であると思ふ。これはなるほど日本文でそういうふうな句読点を置いてお読みになれば、あるいはそういう御懸念があるかもしれせんけれども、今までの文章の文例から申しまして、それはきわめて明瞭であると私は思ひます。

○石橋(政)委員 二十四条につきましては、私も自説を要するものではございません。そういうおかしな日本語は——もしそういう意味に使われておるとすれば、これは不満です。少くともだれでもとれるような形に書き換えるべきだと私は思ふ。しかしあなたはそれをあくまで強弁されるし、私も自説を譲らない。それでこの点では一応争いを保留して、私は問題を安全保障条約第一条に移して見るわけですね。安全保障条約の第一条によれば、間接侵略が行われた場合には、日本政府が何としまして下さい、助けて下さいと言わない限り、米駐留軍は動かさない。しかし直接侵略という形のもの、結局外部から日本が安全を脅かされたというふうな状態の場合には、別に日本政府の明示の要請を必要としないで、直ちに駐留軍は発動することができるといふふうになっておるように思ふのです。その点いかがでございますか。

○船田国務大臣 それがすなわち二十四条によりまして、いかなる共同措置をとるか、安全保障条約第一条によつて日本の区域の防衛についていかにするかという点について、日本政府とアメリカ政府との間に協議をしなければならぬ、こういうことになっておるものでありまして、いかなる場合におきましても協議ということが先でございます。

○石橋(政)委員 そうなんです。そこで私が疑問をますます深めると言つてゐるわけなんです。それで今の第一条の条文だけに戻つて、明快な御答弁をお願いしたいと思ふのです。

この第一条の条文、これも皆さん方の参考のために読み上げてまいりました。が「この軍隊は、一、軍隊というものは日本におけるアメリカの駐留軍です。」「この軍隊は、極東における国際的平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による攻撃又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、暴行を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができ」と書いてあります。この条文を私すなわち読みますと、間接侵略、すなわち一または二以上の外国の煽動、その干渉によつて、いわゆる内乱、騒ぎ、暴行などが起きたときには、日本政府が米駐留軍に何としまして下さいと明示の要請を行う、その結果駐留軍は初めて動くという形が打ち出されておると思ふのです。ところが直接侵略の場合には、そのまゝ動くような条文になっておるにございせんか。だから私はこれを受けてできる二十四条のうち、協議よりも先に共同措置というふうなことがいくのじゃないかという気がしてしょうがないわけなんです。そこで第一条の解釈、これだけで一つ御説明をお願いしたい。私が讀んでおる通りでございますかどうですか。

○船田国務大臣 条文をお読み上げになりましたが、それはその通りでございます。安保条約の第一条につきましても、今お読み上げになった通りでございます。

○石橋(政)委員 それではやはりつきりして来たと思ふのです。日米安全保障条約の第一条によりまして、間接侵略の場合には、日本政府が結局要請という形、これは協議という形が伴うかどうかは別といたしまして、何しろ日本政府が頼まなければ米軍は動かさない。しかし直接侵略があった場合には、別に日本政府が助けてくれと言わなくても、米軍はさつと行動を移す。そうでしょう。もう行動をとっているのです。そこへ持つてきて、協議の方が先だというのは、ちょっとふに落ちないような気がするわけですが、いかがでございますか。

○船田国務大臣 それが二十四条の問題でございます。日本区域において侵略が行われたという場合において、いかなる共同措置をとるか、安保条約第一条の目的をいかにして達成するかということにつきまして、日本政府とアメリカ政府との間に直ちに協議をしなければならぬ、こういう規定があるわけでございます。

○石橋(政)委員 そうしますと、外部から侵略行為があった場合には、結局日本政府との相談が成立しない限り、自衛隊が動かないのはもちろんのこと、米軍も動かないというふうなことになるわけでございますか。

○船田国務大臣 いかなる場合におきましても、侵略が行われたときには、協議を先にしなければならぬという点になるわけでございます。

○石橋(政)委員 それでは、なぜ間接侵略の場合だけ、日本政府の明示の要請に基づくとして、直接侵略の場合には、その点について何ら触れないというふうな形をわざととられたわけでございますか。ちょっと或文上私おかしいような気がするわけですが、その点何か別に意味でもあるのですか。

○石橋政委員　これが安全保障条約のように、少くともわれわれが反対しようとしてあるうとも、一応形式的に国会の承認を得た条約の形であるならば、まだ私はいいと思います。しかし行政協定です。わざわざ行政協定に問題に移している。ここに一つは問題が

と、くだいようでございしますが、もう一度申し上げますと「日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならぬ」というのでありまして、協議しなければならぬ事項がここに二つ重なっ

るの点を除いて、「且つ」と言って「且つ」の下に点があるべきだ、こういうことになる。私は思うのであります。さらにもう一つの疑問は、それならば何も「共同措置を執り」という言葉を特にあげる必要はない。その安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直

いうことは、ここに明言してはばから
ないというのでございますから、それ
を御信用下さるようにお願ひいたした
いと思ひます。

○石橋(政)委員　それでは問題を次の
疑問点に移したいと思います。それは
きのうから問題になっておるわけでござ

にいたしたいと考えております。すなわち国会の承認を得るというこの原則をどこまでも守っていくということにいたしたいと思います。

○石橋(政)委員 原則を守っていかれるという心がまえは、これは絶対に必要なんです。しかし実際問題として、

そのいとまがあるだろうか。私は常にただし書きが適用されるような気がしてしようがない。おそれのある場合には、それは国会の承認を必ず得られるかもしれないけれども、実際に武力攻撃を受けた場合に、国会の承認を得るんだとあなたはおっしゃるけれども、心がまえとしてそういうことを言われるのは当然であります。しかし実際問題として何か一つの不安をぬぐい去ることが私としてはできないわけでございます。特に今後戦争状態というふうなものが発生する場合には、これはゆつくりとそういう相談事をやっているようないとまがあるというふうには私は私としては考えられない。そこでお尋ねしたわけでございますが、この点についても御心配がないということでございませう。

それではもう一つ、八十八条との関連についてお尋ねをしておきたいと思うのでございます。八十八条の防衛出動時の武力行使、これは七十六条の防衛出動が行われて、その防衛出動したあとの自衛隊の武力行使について規定しているわけでございますが、結局、おそれがあるからといって、国会の承認を得て、出ていった自衛隊でも、この武力行使は必然的にできることになると思うのですが、この点間違いないでしょうか。

○船田国務大臣 防衛出動は、武力攻撃のおそれある場合にも命ずることができるとは、今御指摘の通りでございます。しかし現実の武力行使は、現実の武力攻撃に対して行うものでございませう。現実の武力攻撃がなければ武力行使はいたしません。

○石橋政委員 それはわかります。

国会に承認を得るそのときに、現実には武力行使があったという場合には、これは何れともあれ承認を得られる可能性はうんと私は大きいと思います。しかし武力攻撃のおそれのある場合というのでは、非常に判断に苦しむ。なぜかという、往々にしてわれわれはもちろぬ、国民も正当な判断を下し得ないような状況を作つて、樺太に空挺隊が集結しているのだとか、いろいろなことが言われまじやう。しかし国会議員といえども、特に一般国民としては、そういう政府からの説明による情勢というものを把握できない立場にある。しかしながら政府が武力攻撃のおそれがあるからといって、出動を承認してくれといつてきたときに、やむを得ないといつて承認をした。ところが出かけていった自衛隊は、向うから武力行使があったからということで、武力行使をやるのが実際はできる。しかし国民ははつきりそれを見ておるわけにはいかぬわけでありませう。国会にいたしましても、許してしまつておる。自衛隊は武力行使があつたからといってやつておる。戦争行為を始めた。そのとき直ちにほんとうに向うから武力行使があつたかどうかという判断はできません。後日は正当な判断を下すことができるかもしれませんが、少くともそのときは判断を下すことはできない。現にここに過去の軍人さんで専門家がおられますけれども、満洲事変以来そういう例は多々あつたと私は思う。少くともそういうおそれのあるという条文では、私非常に不信感をぬぐい去ることができないわけでございますが、その点の保障はどういうような形で与えられておりますか。

○船田国務大臣 ただいま御懸念のような点は、終戦前でございますが、これはあるいはあるかもしれませうが、この民主化された今日におきまして、さうな問題は起らないと存じます。すなわち政府はいわゆる自衛の名にかりて戦争をするとか、あるいは海外派兵をするとか、あるいは予防戦争をするとかいふようなことは全く考えておりません。従ひまして防衛出動につきましましては八十八条という規定がございまして、その規定の原則に従つて、やむを得ない場合に自衛権を行使するのでございませうから、ただいま御懸念のような点は全くないと思存じます。

○石橋政委員 この間保科委員の御発言の中にもあつたと思うのです。シビル・コントロールというのは、何も防衛庁長官を文民にしたり、あるいは内局をみんな文官にしたりすることだけじゃない。あなたは日本は民主主義の国になつたのだから、そういう懸念はないといふ非常に安易なことを言つておられますけれども、懸念がないといふことだけで事を済ましておる。そこに私は油断ができると思ふ。少くともそういうことが絶対に起さないやうな手が十分尽くされておつて、初めてそれだけのたんか切れると私は思う。しかしそういうことをやるうと思へばできるじゃありませんか。現にささいなことでもございませうけれども、私ずいぶん前に、二月でしたが大村の海上自衛隊の航空基地設定の問題について、制服どまがどういふ暴言を吐いておるかといふことを、一例をあげて申し上げたはずですが、少くともこの防衛庁で作られた計画といふものと

異なつた説明を、現地において制服がやつておる。それで私は内閣委員会の速記録を送つてやつて、絶対に心配いらない。大臣が国会の委員会でもういふに答弁をしておるのだから、これを信頼してよろしいといつて、市会にもそれから利害関係者にも私は通知してやつた。ところが制服は何と言つたと思ひますか。飛行機のことば飛行機乗り以外にわかるもんですか。大臣や局長が何と言つたつて、制服が一番よく知つておりますよ、といふことを大言壮語しておる。これはほんのささいな問題かもしれないけれども、こういう考えが発展してそうして将来において過去のあやまちを再び犯すおそれも出てくる。あなたはそのときにもそういうことがあつたかどうか調べて御報告しますと言つたきり、まだ報告がないのですけれども、実際に国会で大臣と北島経理局長が説明されたことと全く違ふ説明が地元においてなされたといふことは、新聞の報道でもはつきりしておりますし、私最近帰つて関係者に聞いたところでもはつきりしておるのです。これは片意地はつて虚勢として言つたかもしれません。自分が言つたことを正当化するために虚勢を張つて言つたかもしれないけれども、かりに一般国民大衆に説明する際にそういう重大な発言をしておる制服がおるというところ、このような考え方が発展していつて國を誤まらしめることになる。だからそういうことを絶対にさせないやうに、法律的にも機構の面でも十分な手が打たれなくちゃならないと思ふ。国防会議の設置もこの精神にのつとて私は作られなくちゃならないのだ、このように考へておるのです。あ

なたは心配がいらないとおっしゃるけれども、そういう心配がないというやうな安易な気持を持たれる前に、さういふおそれもあるとすれど、さういふおそれの全然ないやうに、何とか法律上にも機構の上にも改めていくべき点は改めなければならぬ、さういふことこそ私は望ましいのです。私はさういふ意味でお尋ねをしておりますので、再度お答えを願ひます。

○船田国務大臣 今御懸念のようなことがないやうにするために、防衛出動につきましても国家の最高機関である国会の承認を得るということが書いてあるわけでございます。政治優先といふことはどこまでも守つていかなければならぬし、守り得る機構になつておるわけでございます。

○山本委員長 石橋君、外務大臣が見えましてから、外務大臣に対する御質疑を願ひます。なお、質問者にお願ひをいたしますが、外務大臣は農林水産委員会と外務委員会との合同審議会に出席中を無理に三十分ほどの出席を願つておりますので、時間に制約がござりますから、質問はどうぞ簡潔にお願いを申し上げます。

○石橋政委員 あつち飛びこち飛びなかなかなむずかしいのでございませうが、それでは外務大臣に質問を継続いたしたいと思ひます。午前中にもお尋ねしたのでございませうが、まだ最終的な御答弁が得られなかつたので、ちよつと復習の意味も兼ねてその点軽くお尋ねしておきたいと思ひます。船田長官は日本の国防基本方針というものをこの間の委員会において御説明になりました。結局国力、國情に応じて最小限度の自衛体制を整備すること

だ、その体制が確立するまでは日米共同の自衛体制を固めていく、こういう御説明がございました。これは現在の鳩山内閣の政府の国防基本方針として一応了解するわけでございますが、しかばこの自衛体制がいつになったら整備されるのか、アメリカとの共同体制がいつまで続くのかというところは、やはり十分にわれわれとしても知っておきたいというふうに考えるわけでございます。けれども、この日米共同の防衛体制というものは、何度も申し上げておきますように、日米安全保障条約によってなされておるわけであります。ところがこの日米安全保障条約というものは、一つには日本が敗戦によって武装を解除された、まっ裸にされたというところの条件の上に立つて締結されておる。それからもう一つは、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されないういふ情勢下において締結されておる。この二つの前提条件の上に立つて、今の安全保障条約というものが締結されておるわけなんです。従ってこの二つの条件に異同があれば、当然この安保条約にも異同を生じてくるのが、私正しいのじゃないかというふうに考えて御質問をいたしたわけなんです。ところが裸になった、武装を解除されたという点につきましては、外務大臣がはっきりと共同声明の中でお認めになっておる。これは午前中にも申し上げましたように、日本の防衛力が現在相当の水準に達したことを指摘し、日本の能力の範囲内において防衛力増強の政策が引き続き進められることについて、かたい決意を表明した、これは重光外務大臣がダレスさんにおそらくかたい決意を表明したということなんです。

う。はっきりとより完全な、裸の状態にはないということ、あなたもお認めになっておられる。そこで片一方の、結局無責任な軍国主義が世界から駆逐されたかどうかという点について、ここでお伺いしておかなくちゃならないと思つて午前中お尋ねしたわけでございますけれども、明快な答弁が得られなかった。しかし少くともあなた方は防衛力増強にやなしに、この外務省仮託の言葉をかりるならば、防衛力増強の政策と書いてある。こういう防衛力増強の政策を必要とする理由を克明に日本国民に説明してこそ、初めて自衛意識、防衛意識というものが向上すると私は思う。そうしますと、国際情勢というものが十分に国会を通じて国民に対して説明されなくちゃならないと思ひますが、果して現在なお安保条約が締結されたときと同じような無責任な軍国主義がまだ現存しておるといふふうにお考えになるかどうか、一つ明快な答弁をお願いいたします。

○重光外務大臣 国防の根柢についての御質問でございました。御質問のうちにありました点を拝借して、私はお答えします。

それは二つの点でございます。私が渡米したときにも米側に對して、日本の防衛は相当進んでおる——言葉はあるいはあなたの方がお持ちでしようが、進んでおる、しかしなお一層努力をしよう、こういうふうに申しました。それで日本の防衛力も相当進んでおるから、もうそれでいいじゃないか、これは簡単に申し上げれば、私は外国に向つて、日本の防衛力がまだ全然裸だといふような氣持はございません。外国に對しては、われわれも相当やつて

おるのだ、こういうことは言わなければならぬと思つて言つておるのでございます。しかしながら、日本の防衛が十分でないということも言つておりまして、それは今日ばかりしておるのではありませんから、十分にしなければならぬ。そこで御指摘の第一の要素がまだ備わっていない、こういうことに相なります。日本の独立を完成してわれわれが十分に独立国家としてやるといふことは、当然やらなければならぬことだと考えます。

それから第二の点は、これは国際関係です。国際関係が、全然国防の必要のないような事態になれば、その第二の要素はなくなるわけであります。しかし国防はどうしても十分にしなければならぬ、安保条約も作らなければならぬといふ状況がそのときにあつたのでありまして、その国際関係の緊張した状態を安保条約の前文で表わしておると私は思ひます。国際関係の緊張はその後どうであつたかといふと、国際関係の変化はございました。しかし度合いは違ひましたけれども、今日なお緊張は存しておるということ、午前中に御説明した通りに私は考えております。従ひまして、御指摘の第二の理由も今日解消いたしておらぬ、こういうことに私は判断をしておるのであります。

これは具体的にはどういふことをおさしたたのですかといふ私の質問に對して、台灣問題その他若干のトラブルがあつた、これをさしておるのだという御説明がございました。私それを了承したわけなんです。確かにあの当時台灣問題などが盛んに新聞紙上にも報道されておりましたし、何かしらあつたらしい空氣があの辺にみえつておつたといふことを私は認めておるわけなんです。ところがこの不安定の要素が依然として残つておつたといふ程度の表現でないものが安保条約に使われておる。安保条約の方はもう少し具体的な表現が使われておるわけなんです。この共同声明と同じようなことであれば、もう私ここで伺ひする必要はないかもしれませんけれども、何度も申し上げるやうに「無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されてない」といふことは、明かに情勢を分析されておるのです。そこで私は、この際無責任な軍国主義とはいかなる勢力であるかといふことをどうしても知りた。あなたは当時安保条約を作つた直接の責任者じゃありません。しかし安保条約といふ条約が、現存して、なまのままびもびと生きておるならば、なまのままびもびと生きておるならば、安保条約である以上、当面の責任者としてあなたは当時の状況を明確につかんでおられる必要があるのではないかと思ひます。この無責任な軍国主義といふものは一体何だろか。第二次世界大戦後われわれが一般に軍国主義といふ言葉を口にする場合には、結局第二次世界大戦の際の板垣退蔵をさしておる。日独伊これを軍国主義といふ言葉で表現しておつたと思ひます。そこで無責任な軍国主義がいまだ世界から駆逐されておら

ないといふことは、こういう板垣諸國のいゝゆる残存勢力をさして言つたのだらうか、それとも終戦後新たに興つてきたそれとは別なものをさしておるのだらうか、当時の情勢はどうなんだらうか。私どうしてもここで明快に御答弁願ひたい。これはあまりにも明快に書いてある。あなたが避けようとしておるやうと、日本が現に拘束を受けておる条約の前文に明らかに「無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されてない」とある以上、これがどういふ情勢であつたのだといふことを今ここで御説明なさること、いわゆる安保条約締結の前提条件となつた当時の情勢を御説明になることは、私、当該責任者として当然外務大臣の義務ではなからうかと思つてお伺ひしておるわけでございますので、一つ再度御答弁願ひたいと思ひます。どうしても御答弁にならないとするならば、結局こういふものが現にある、そうしてまたこれはどこの国だといふことをはつきり言えるのだけれども、まあ諸般の情勢から言わないといふのか、それとも全く情勢が変化してこういふものがなくなつたといふのか、そのどちらであるかといふこと、これだけは一つ説明していただきたいと思ひます。

○重光外務大臣 今日、数年前に締結せられた条約の前文に「あるから——無責任な軍国主義を持つておる国とありますから」とあるが、それがどの国であるといふことを言うのは私は當を得ていないと先ほど申し上げました。（「言えないのか」「無責任な協定じゃないか」と呼び、その他発言する者あり）そんなことは、今の協定じゃない。しかしながらその協定をこしらえたときにお

いてそういう情勢があったと思つて、その見解のもとにこの協定ができておつたのである、すなわちそれがために國際的に緊張があつて安保条約をこしらへる必要があつたのだ、こう當事者が見た言葉に疑いを入れる余地がない、こう申し上げておきました。しかしそのときにどういふ状態があつたか、これは年代によつて一々どういふ事案があつたといふことを申し上げてもよろしい、ごさいますが、たとえば東京におきましては朝鮮の問題もあつた、それから東南アジア方面において非常な戦争が行われておつた、それから仏印方面の状態もあつたのでござい

ます。それが条約の表現によつて無責任なる軍國的な勢力があつた、こう表現をされたわけでありまして、それを認めていい、こう考えます。

○石橋(政)委員 それでは今の問題についての結論的な質問をいたしたいと思つたわけですが、結局無責任な軍國主義といふものがあるにもかかわらず、これに対応する日本は何らの備えも持たないから日米安全保障条約を結ぶ、こういうことであつたわけですね。これは前段に明らかにしたわけでおる。結局締結の前提条件といふものになつておつて、國民に安保条約締結の必要件を説明する上にも非常に大切な要素になつておると思つたわけです。ところがこの条件が現在においてはやや進行して、大臣のお話ですと情勢の面ではその移動はない、表面的には平和攻勢だ何だあるいは台湾問題にしても朝鮮問題にしても表面から姿を没しておるけれども、底流をなしているものについては当時と今とはそう変りがないといふふうに考える。しかしこれに対する

備えの面を見ると日本も当時のような無抵抗の状態ではない、相当水準の防衛力を持つ段階にきておる、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○重光國務大臣 私の説明は私の言葉によつて察していただきたいです。私はまだ緊張は存在しておる、そうして日本の防衛力も十分でない、こう申し上げたのでございします。

○石橋(政)委員 十分でないということとはわかりました。しかしこの安保条約を作つた当時、これは武装が解除されておる無抵抗の状態であつたが、今はそうじゃない、相当程度の水準まで達しておることは事實だ、それが完全なものでないにしても相当程度の水準に達しておることは、あなたは共同声明でもお認めになつておるわけですからその点については間違ひございしません。

○重光國務大臣 私はお話を通りに考へております。その後日本も非常に努力をいたしましてある程度のところまでできておりますけれども、まだなほだ不足な状態である、こう申し上げておるのでございします。

○石橋(政)委員 そこで問題を移しますが、あなたが、相当程度の水準に達した、しかし完全じゃないという相当程度の防衛力といふものは一体どの程度のものか。結局ダレスさんに對して外務大臣は日本の防衛当局によつて最近策定された防衛増強に関する計画を説明したとありますが、そのあなたが判断を下してダレスさんに御説明になつたときの防衛計画といふものはどの程度のものであつたわけございしますか。その点御説明願います。

○重光國務大臣 その問題は私はほか

の委員会であつたたび説明をいたしましたが、本委員会でももう御説明をいたしたと思ひます。私は米國に参りました、安保条約は非常に重要でございすので、どうしても米國との關係を十分な了解のもとに置くということが必要でございします。それに対しては日本の國防当局も十分考へておる。その計画といふのは、そのときの船田長官の意見を聞きまして、大体今の大きなことは地上兵力十八万でございまして、それから、そこでも大いにやるつもりであるからアメリカも日本に十分信頼をされるべきだ、日本に十分まかしていいじゃないかといふような意味で私は話をいたしたのでございします。それは日本の防衛の決意を述べたためにそれを言つたのでございします。

○石橋(政)委員 単に決意を述べるといふ程度のものでなく、やはり外務大臣の腹にはもう少し先の見通しがあつたように、この共同声明から判断するわけなんです。それは何かと申しますと、船田長官が御説明になりました國防の基本方針の第一段階から第二段階への切りかえ、結局アメリカの援助を受ける段階を第一段階といたします。アメリカとの共同防衛といふことを第一段階として、第二段階を自主防衛といふことにいたしますならば、この第一階段から第二段階への切りかえといふものに伴つて、安保条約そのものもこの切りかえに對する形に改訂しようといふ意図がやはりあつたものと解釈するわけなんです。共同声明を讀んでみてもそういうふうな解釈でございまして、その点いかがでござい

ますしょう。

○重光國務大臣 これも私はもうずいぶん御説明申しました通りに、安保条約などは実は改訂したいと私は申しておる。それはしかし今のものではございせん。先ほどあなたの指摘されたような二つの条件がだんだん満たされてきたときに、もう必要がないといふときになつたら改訂してもよろうかと考へます。しかしそこに行くのには日本自体の自衛体制といふものを十分固めていくだけの決意があつていかなければならない。またその用意がなければなりません。用意があるがそれはいつどこまでいくかといふことは自分では言えぬけれども、その決意を十分持つて進んでおるのだといふ意味で、そこに表示されておるのでございします。

○石橋(政)委員 これは當時非常に問題になりました海外派兵の問題ともからんでくるわけですが、その点時間もございせんから私に触れることは避けたいと思ひます。結局外務大臣は、日本が自主防衛を確立するといふことが、西太平洋の安全に寄与することになるのだといふふうな説明をされておつたようにございしますが、それはともかくとしまして、より相互性の強い条約に変へることが適當であるといふことも同意されたといふ共同声明がなされております。そうしますと、より相互性の強い条約といふのは、今の安保条約は片務的であり過ぎるから双務的なものに改めるといふことだろうと思ひますけれども、實際大臣といたしましてどの程度に相互性の強い条約をお考へになつておられたのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○重光國務大臣 私はその意味はこうであるといふことを、これもずいぶん

繰り返して申し上げました。今の何は、日本の防衛体制は日本にとつてはちよつと片手落ちの点があります。日本の國防を外國と一緒に持つて負担する、こういうようなことになつております。しかも外國がむしろ負担しておるというふうなことになつております。それで外國が國防をやつてくれるから日本は防衛分担金を出さなければならぬ、これはどうも私にとつては非常に不満足であります。そうでありまして、日本の防衛をやるのに少くとも日本も肩を並べていくようにしたい、こう考えました。それで防衛分担金分までもだんだん減らしていこうし、それからまた日本の自衛力が進んでいけばアメリカの防衛負担といふものも、たとえば軍隊なども少くして

らいたい、こう考へておりました、それだからそういうふうなことを申しておるわけである。これはアメリカ側には少しも理解はございせん。そういうことで一ついきたいと思つて歸つて参りました、いろいろやりまして、防衛分担金の軽減等をも努力して、それについては相当実益があつた、成績を上げたといふことは考へておる次第でござい

ます。

○石橋(政)委員 相互性の強いといふ意味は、私そういうふうには解釈できないんじゃないかと思つた。結局今の条約をそのままにしておいて、米軍はだんだん歸つてもらふ、防衛分担金は減らしてもらふといふこと、それが相互性が強くなるというふうにはちよつと理解できないわけなんです。片務的なものを双務的なものにしようといふことは、今の場合、日本はアメリカに守つてもらはうばかりで、アメリカには何も寄与

するものがない。だから今度はこれを相互性の強いものにするということになると、アメリカに守ってもらう日本の利益というもののだけじゃつまらぬ。アメリカの利益にも何か奉仕するような形のもの、ギヴ・アンド・テイクでなされなくちゃ、相互性の強いものといえない、こういうふうな一般ではとるのが、私妥当な、適切な解釈じゃないかと思うのですが、そういう意味じゃないとするならば、どの程度の相互性のものか、その限度を一つお示し願いたいと思います。

○重光國務大臣 その点は私は、遠き将来においてそういうような拡大した意味の相互性ということも、それは考える時期がくるかもしれない。しかしながらそれは今の問題でなく、今は日本は一体自分で自分の国を守るだけの用意がない。それを完成をしよう、こういうのでありますから、今日の状態においては、その意味において日本の国防を完成する意味において、双方負担を相互的に、できるだけ平等にしていこう、こういうことに考えるのが当然だと私は思います。そういう意味でそれを、向うもそういう意味に了解して、その後その線に沿って仕事を進めてきたわけでございます。

○山本委員長 石橋君に御相談いたしました。なおあなたの方の同僚に一、二関連質問もあるようだし、合同審査の方から、外務大臣を返してもらいたいという要求が強いのですから、このへんではいかかでありましょうか。

○石橋(政)委員 あと二点に限定してやりますから……。

○山本委員長 一問にして下さい。

○石橋(政)委員 あまりしり切れトン

ボになりますから二問にして下さい。

この共同声明によりまして、外務大臣が告示しになった防衛庁試案の防衛計画、これは「東京における日米防衛関係に関する継続的な協議の過程において検討され、かつ、戦略上の要請に照して随次再検討されるべきこと」に意見が一致した。とある。今御質問いたしましたより相互性の強い条約に変えるという問題、これもまた東京において防衛問題について日米両代表の間で協議が行われること、云々というふうに声明されております。特にこの後段の部分につきましては、当時新聞情報で盛んに混合軍事委員会の設置というふうな見出しで報道されておりましたし、外務省の試案あるいは外務大臣の試案というふうなものが、この構成については述べられておったようでございますが、その後すでに一年近くになろうとしておるのに、とんとこの声明の結果が案を結んだふりには私聞いておらないのでございますけれども、これは声明のしっぱなしというので、しり切れトンボになつておるものかどうか。そうでないとするならば、具体的にどういう形で今後作業を進めようとなさつておるのかどうか。一つ質問の時間を限定されておりますので、再質問しないで済むように、明快に御答弁願いたい。

○重光國務大臣 明快にお答えをいたします。これは双方の軍事当局において常に意見を交換をしておるわけでございます。それによつてこの問題を解決して進んでおることをお答えいたします。

「さっぱりわからない」と呼ぶ者あり

○石橋(政)委員 今こちらからも発言があつたように、さっぱりわかりません。約束した以上私も守ります。

もう一つ共同声明の中で戦犯釈放の問題について触れられております。ところが最近の新聞報道によりますと、これは四月二十五日の読売新聞でございまして「BC級の釈放遅延す荒木元大將らの発言」という重大な報道がなされております。この中にわれわれが看過できないのは、荒木さんと鈴木さんとか橋本欣五郎さんとかいう軍人はとにかく、この内閣の有力メンバーである清瀬文部大臣の発言というものが、BC級戦犯の釈放に非常に悪い影響を与えているがと発言がなされているわけである。これは何を物語っているかと申しますと、憲法調査会法案審議の最中に清瀬さんは、大東亜戦争が侵略戦争であつたといふことはもちろんお認めにならないし、これが逆に聖戦であつた。このためにアジア各国に独立をかも得たところもたくさんあるんだというふうな、まことにものつてわれわれが聞いてもけしからぬような発言をなされておる。あなたは過去の苦い経験から、戦犯の人を一日も早く釈放されようとしても、閣内でそういう発言をされることによつて足を引くばつたといふことは、重大な問題だと思ふのですが、この点についてどのような情報をお持ちしておられますか。それに対してどのような対策を立てておられますか。これを最後に質問して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○重光國務大臣 私は戦犯はむしろ戦争の犠牲者だと実は考えております。そしてこれは一日も早く家庭に帰すように努力をいたしたい。実は渡米したときもずいぶんそれをやったわけでございます。大体目鼻がついたとは思つておりますけれども、まだいまだに残っている人がございます。これは早く帰すようにしなければなりません。一生懸命にやつております。従いまし、それに障害になるようなことがあつたならば、私としてはずいぶん遺憾なことでございます。しかしながら今言われたような、この戦争がどういふ意味であるかといふことを閣内で言われた人があるかもしれないが、しかしそれは戦犯の問題にすぐ障害になつたとは、私は今日までそういう情報は何も得ておりませんが、いづれにいたしましても、そういうような問題は言論を慎むべきだと私は考えます。その点は御趣旨に同感の意を表します。

○西村(力)委員 さつきと今の石橋委員の質問に対する外務大臣の答弁によつて、日本の国は国際情勢あるいは東南アジアの情勢、ことに台湾海峡の問題、朝鮮戦争の問題等によつて相当危なかつた。現在もその危険は去つていない、こういう御答弁でありましたし、また週日ダレスが日本に参りましたときにも、あなたも最後のときわずかの時間お会いになられたのですが、今度ダレスはアメリカに帰られました。日本の要路者との会見は実に満足すべきものであつた、こういうので非常に喜んでおられるわけである。これはダレスさんが日本に来て最も強調したことは、われわれは開かなくともわかつている。それはソ連が何という微笑外交をしようとも、あるいは共産党大会でどういふ政策をとろうとも、本質は変わらないのであつて、侵略の脅威とい

うものは、あくまでも存続するのである、われわれは自由国家の権威を守るために、あくまでもわれわれの体制を整えなければならぬ、こういうことを口をきわめて皆様に訴えたはずだ。そういうダレスの発言に対する日本の政府当局の反応が、彼を以て帰国の喜びの言葉として言わせておるはずなのでございます。それでありますから、安保条約の目標になる軍国主義の勢力、あるいは日本が自衛力を増強する場合の対象となる軍事勢力、日本を侵略するであろうと予想される軍事勢力、そういうものはまことに明瞭になつてきたと思う。それは朝鮮戦争、台湾海峡のときに日本が危なかつた、その危ないことは現在も存続しておる。こういうことから言つて、はつきり日本の対象とする軍事勢力というもの存在は、われわれはここで米ソの勢力である、こう外務大臣も腹の中では考えておる、こういう工合に受け取つておるわけだ。さういふにわれわれが解釈しておることを、外務大臣は承認されるか、その点をお伺いいたします。——それでは無言で承認したことに認めたいと思ひます。そうなりますと、きのう鳩山総理が私の質問に対して、日本に対する侵略の危険はなかつた、現在もない、こう答弁しておるのです。ところが外務大臣の答弁は、朝鮮戦争、台湾海峡の危機というものは、日本に非常に危険な状態をかもした、出た、そういうことが現在も存続する、こう言つておるのですから、そこに大きな食い違いがある。これはまことに困つたことですから、近い機会にもう一度鳩山総理大臣に来ていただいて、その間の事情を明確にしていた

だかねばならぬ。私たちは自衛力の増強あるいは国防会議案を審議する場合に、力の均衡によって平和を保つという理論を持っており、限りにあつて、日本の自衛力増強の対象となる勢力の所在をどう考えるかというところを、明確にしなければならぬと思う。ところが総理大臣、外務大臣の答弁は明らかにそこに食い違いがある。それでありまして、委員長においては近く総理の出席をぜひ実現していただきたいと思ひます。それは理恵会に諮つて、後日ぜひ実現してもらいたい。

次に外務大臣にお尋ねしたいのは、シリアに対する武器輸出の問題に對しまして、私は疑義を持っておるのである。外務省は、むしろ積極的に武器輸出を承認しようという動きが強かつた。こういうわけですが、私もいろいろ思ひをめぐらしてみますと、アメリカもアラブ諸國の恨みを買いと困るので、日本にかわりに輸出させよう、こういうふうに通つたとすれば、イスラエルに与えるのが当りまえである。それをシリアの方に与えるのは、アメリカの立場と違ふことになる。

こういうことを聞くのは、国防會議の目標の中に、防衛産業の基本的構想に關する件が重要問題になつてゐる。だからそういうことをこの国防會議でやる場合に、このシリアに對する武器輸出というふうな事情について、外務大臣もやはり將來とも日本の防衛産業について予想しておるか。やはり日本の防衛産業というものが、自衛力の増強方針とか、そういうものでまかなえないとするならば、東南アジアに對する武器輸出というふうなことを考へて、防衛産業を大いにやらなければならぬ、そういう考え方から、このシリアに對する武器輸出について、外務省が積極的になつたのかどうか。その間の事情について、一つお答えを願ひたいと思ひます。

○重光國務大臣 それでは簡単に答へさせていただきます。私は自衛軍の増強の意味から言つても、防衛産業というものは非常に重要問題であるとは考へます。しかしながら、それと武器の輸出という問題は、おのづからまた違つた見地に立たなければならぬと考へます。シリア方面における情勢、中近東の情勢は非常に重大であることは、御承知の通りでございます。そこでありますから、この方面に對する武器の輸出は慎重にやらなければならぬ。また慎重に考へなければならぬ、こういうことを繰返し申し上げておるわけでありまして、外務省はさような方針をもつて進んでおることを申し上げます。

○山本委員長 閣下質問ですから、その辺で御了承願ひます。

「まだある」と呼び、その他発言する者多し」

○山本委員長 大坪君。

○大坪委員 ……

「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能」

○山本委員長 大坪君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○山本委員長 起立多数。よつて……（発言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能）

○山本委員長 ただいま西ヶ久保君より私の不信任動議が提出されました。

よつてこの席を江崎真澄君に譲ります。

「委員長退席、江崎委員長代理着席」

○江崎委員長代理 御着席を願ひます。委員外の方は、後方にお下り願ひます。

指名によりまして、私が委員長の職務を行います。

委員の方は御着席を願ひます。委員外の方は、もうちょっとお下り願ひます。どうぞお下り願ひます。どうぞお下り願ひます。

これより委員長不信任動議について議事を進めます。

「委員長、ちよつとその前に」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 この際提出者の趣旨を明かに求めます。西ヶ久保君——

西ヶ久保君、発言を求めます。宣言をいたしました。

○西ヶ久保委員 私は日本社会党を代表いたしました。内閣委員長山本桑吉氏の不信任案の理由を申し述べます。

その前に私はただいまの山本委員長が、私が不信任を出しまして、不信任案の動議が提出されましたにもかかわらず、同時に質疑の打ち切りを宣告されました。これは明らかに私どもは違反であると存じます。従ひまして、私はこの不信任案の審議をいたします前に、まず先ほど山本桑吉委員長が宣言されました質疑打ち切りの動議、これを一つ私は撤回していただいて——それを私は私にしたい。従ひまして、一つ委員長代理の江崎理事から、この山本委員長が宣言されました質疑打ち切りの動議の採決の違法について処置を願ひたい。これについて私は説明する前に、この質疑打ち切りの

動議の無効を私は出さなければならぬ。

○江崎委員長代理 今の御意見は、不信任案が先議でありますから、不信任案について、ただいま御指名いたしましたように、議事を進められんことを望みます。

○西ヶ久保委員 不信任案が出された委員長が、不信任案の動議が出たあとで質疑の打ち切りをされたことは、これは違法だと思つております。その点……

○江崎委員長代理 不信任案が先議であります。また委員長代理は不信任案のみをここで議することになつておりますので、御了承を願ひます。

「理事会、タタタ」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 趣旨を明かに求めます。

「休憩タタタ」理事会だ」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 発言を許してあります。すでに発言を宣言いたしております。

〔受田委員〕これは、今の議事の取扱いが委員長において違法であつたということが、ここで提出されているのだから、不信任案の取扱ひについて、違法の取扱ひをどうするかということについても理事會を開くことを先にやれ」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 委員長代理はその権限はない。

「休憩して理事会を開け」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 すでに不信任案を宣言しました。議題といたしてあります。だから不信任案について議事を進めていただいて、そのほか意見がありまして、不信任案のあとについて

議事を進めます。

「暫時休憩しろ」「不信任案を片づけなければ何もうるさくないよ」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然」

○江崎委員長代理 委員外の方はあつちへ行つておつて下さい。不信任案の議事にも入りません。ちよつと速記をやめて。

「速記中止」

○江崎委員長代理 速記を始めます。委員諸君の着席を求めます。——委員諸君の着席を求めます。——不信任案を済まして、それから今の問題を理事会を開いて協議しよう。

「暫時休憩しろ」「不信任案をとにかく先にやろうじゃないか」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 西ヶ久保君、趣旨を明かにされんことを望みます。

「委員でない者下れ」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 委員外の方はお下り願ひます。

○このままの姿で、委員長はここにすわつておつてもらいます。理事會だけで一つ相談をさせて下さい」「非公式な理事會なんだからだ」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 このままの姿で話し合ひをしよう、双方に言い分がありますから。

「だめだ、休憩をしなければ」「それは非公式だろう」「いつやるかわからぬ」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 このままの姿で……

「休憩せよ」「休憩する必要はないじゃないか」「理事会を開くのに休憩せぬでやれるか」「こんなことを

ておるより休憩した方が早い」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 委員外の方はお下り願います。——委員外の方はお下り願います。

「一応休憩の手続きをとって話し合おうじゃないか」と呼ぶ者あり

○江崎委員長代理 このままの姿でお話し下さい。このままの姿でお話し願います。

「休憩をやれ」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 理事の方でお話し合いを進めて下さい。このまま話しかけるのでありますから、話し合いを願います。

「このままいい」休憩をやれ」と呼び、その他発言する者多し

○江崎委員長代理 君のこの理事が賛成しているじゃないか。——君のこの理事が承認しているのですから……

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○江崎委員長代理 静粛に願います。——委員の方は御着席を願います。

「休憩々々」と呼ぶ者あり着席願います。着席々々。——このままの状態では理事は話し合えないを願います。——ただいま西久保君の発言中でありますから、このままの状況でお話し合いを願います。

「このまま話し合えないのでありますから、このまま話し合えないをしようじゃないか。」「休憩々々」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○江崎委員長代理 着席を求めます。

す。——着席して下さい。——委員外の方はお下りを願います。後方にお下りを願います。それから報道の諸君もちょっと下つてくれませんか。——委員の方は全員御着席を願います。

「不信任案が先に出ていた」「採決してない」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○江崎委員長代理 委員の方は御着席を願います。委員外の方はうしろにお下り下さい。

「委員外の連中がこんなに来ていから混乱しているんだ。」「何を言うか、なまいき言うな。」「何を、その他発言する者多く、議場騒然」

○江崎委員長代理 御静粛に願います。

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○江崎委員長代理 ちょっと委員長席から降壇を願います。

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○江崎委員長代理 ちよつと委員長席から降壇を願います。

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○江崎委員長代理 しばらく保科理事に委員長席を譲ります。

「江崎委員長代理退席、保科委員長代理着席」

○保科委員長代理 今協議しています。保科委員長代理退席、江崎委員長代理着席

○江崎委員長代理 西久保君に申し上げます。趣旨弁明を継続して下さい。

○西久保委員 私は先ほど委員長の不信任案を提出いたしました。日本社会党を代表して委員長不信任の理由の御説明を申し上げるために立ちましたけれども、質疑打ち切りについて疑義を感じましたのでその点の動議を提出いたしましたところ非常に混乱をいたしました。今に至りましたが、あらためて山本内閣委員長の不信任の理由の説明を申し上げます。

私どもは国会の劈頭山本委員長の就任を迎えまして、以来今日まで内閣委員会において憲法調査会あるいは防衛庁設置法、その他今回の国防会議法等、重要な法案の審議に當つて参りました。私は個人的には山本委員長の議事運営にひそかに敬意と信頼を持っておったことは、私は決して申し上げることにやぶさかではありません。ただ私が非常に遺憾に存じますことは、私も野党ですら敬意と尊敬を持っておる山本委員長を助けるべき与党の委員諸君が、議場の多数の威力にものをいわせながら、私も野党の真摯な、しかも国民の代表としての衷心からの質問に對し、ときどき横合ひから非常な圧力を加え、真剣であるべき、しかも国民が非常に注視をしている大きな問題、憲法調査会あるいは国防会議、防衛問題、あらゆる問題を私もほんとうに真剣に國を憂へ、国民の幸福を考へながら質疑応答を続ける過程で、いつでも与党のそういう多数の威力による妨害がたびたび起つたのであります。特に先月二十二日夜のあの憲法調査会のいわゆる多数暴力的な行為に

よる質疑の切も切り等に至りましては、全く私もこれに表する言葉を知りません。国民が内心憤激を感じ、日本の将来を憂へる問題でありながらあのような終末を告げることは、全く国会の審議権を無視し、国民の代表である代議士諸君の審議権を、多数の暴力によってこれを抑圧する言語道斷なる処置と思わざるを得ないのであります。こういうことを私も尊重する山本委員長が制止し、与党の野望を抑えて真に国民の前に真剣なる討論の場面を広く展開することをし得なかつたことは、残念ながら私も国会議員として、野党として、山本委員長の措置に對して大なる不信と不満を持たざるを得ないのであります。しかもその常日ごろ与党の諸君は私どもが何回となく呼びかけをかけ、あらゆる誘いをかけながらも二十名の定員中わずか数名しか来ないことが多い。常に私もは言っておる、与党の諸君が委員会における審議権を放棄したのではないかということを言っておる。そういう状態であつて、私も野党は常に十名をそろえていつもこの議場にその審議のまじめさを証明しておるのであります。が、残念ながら与党の諸君はそのように非常に怠慢である。こういう際に二十三日には、私も呼び出しながらわすれか数分において一方的に、われわれ社会党の議員のだれもないところ、あの重大な憲法調査会法案を可決してしまつた。これなどは全く私も、私も、私もが言ういわゆる保守永久政権を作り上げるための一つの予行演習的なものであつたと思ふ。(笑聲、拍手) まことに私は遺憾千万にたえま

せん。果せるかな、国民大衆は憤然としてあの問題に大きな批判を加えておる。さすがに与党の諸君もあれには参つたと見えて、あとから委員長並びに担当大臣であつた清瀬文部大臣は、心からどうか知りませんが、頭を下げました。これは明らかに与党の横暴を証明したと思ふのであります。さらに引き続き本国防会議法案の審議に當りまして、私も私どもはいたずらに時日をかすだけが能とは考へておりません。ただ私どもはいわゆる再軍備反対、戦争反対、こういうた立場から、しかも国民的な立場から世界の大勢をながめ、そしてまた世界のこの平和への動きをながめながら日本の処すべき方途に對し、全く同僚十名の議員諸君は真剣にしてしかもそれぞれ膨大な資料を整へ、あらゆる点から検討を進めまして、私も私も国民とともに、この国防会議の將來に大きな関心と重大な意図を持って参つたのであります。幸いに今日までやや順調に参つたかに見えましたが、遺憾ながら本日野党の質問中に——しかもわれわれ社会党もこれを一週間、十日延ばすという意図もなければ、やはり与党の諸君のこの審議に協力して、やや一応のめどをついた切り上げの時期等も話し合いをし、考へもしておつたにもかかわらず、それを承知しておりながら与党の諸君は、本日突如として、野党の議員の質問中にもかかわらず、質疑打ち切りの動議を提案することとは、全く言語道斷であります。私はこういうた与党諸君の多数の横暴というふうなことは、国民の名において、国民の代表である国会の審議権の上から、私はどうしても納得ができませ

せん。果せるかな、国民大衆は憤然としてあの問題に大きな批判を加えておる。さすがに与党の諸君もあれには参つたと見えて、あとから委員長並びに担当大臣であつた清瀬文部大臣は、心からどうか知りませんが、頭を下げました。これは明らかに与党の横暴を証明したと思ふのであります。さらに引き続き本国防会議法案の審議に當りまして、私も私どもはいたずらに時日をかすだけが能とは考へておりません。ただ私どもはいわゆる再軍備反対、戦争反対、こういうた立場から、しかも国民的な立場から世界の大勢をながめ、そしてまた世界のこの平和への動きをながめながら日本の処すべき方途に對し、全く同僚十名の議員諸君は真剣にしてしかもそれぞれ膨大な資料を整へ、あらゆる点から検討を進めまして、私も私も国民とともに、この国防会議の將來に大きな関心と重大な意図を持って参つたのであります。幸いに今日までやや順調に参つたかに見えましたが、遺憾ながら本日野党の質問中に——しかもわれわれ社会党もこれを一週間、十日延ばすという意図もなければ、やはり与党の諸君のこの審議に協力して、やや一応のめどをついた切り上げの時期等も話し合いをし、考へもしておつたにもかかわらず、それを承知しておりながら与党の諸君は、本日突如として、野党の議員の質問中にもかかわらず、質疑打ち切りの動議を提案することとは、全く言語道斷であります。私はこういうた与党諸君の多数の横暴というふうなことは、国民の名において、国民の代表である国会の審議権の上から、私はどうしても納得ができませ

せん。果せるかな、国民大衆は憤然としてあの問題に大きな批判を加えておる。さすがに与党の諸君もあれには参つたと見えて、あとから委員長並びに担当大臣であつた清瀬文部大臣は、心からどうか知りませんが、頭を下げました。これは明らかに与党の横暴を証明したと思ふのであります。さらに引き続き本国防会議法案の審議に當りまして、私も私どもはいたずらに時日をかすだけが能とは考へておりません。ただ私どもはいわゆる再軍備反対、戦争反対、こういうた立場から、しかも国民的な立場から世界の大勢をながめ、そしてまた世界のこの平和への動きをながめながら日本の処すべき方途に對し、全く同僚十名の議員諸君は真剣にしてしかもそれぞれ膨大な資料を整へ、あらゆる点から検討を進めまして、私も私も国民とともに、この国防会議の將來に大きな関心と重大な意図を持って参つたのであります。幸いに今日までやや順調に参つたかに見えましたが、遺憾ながら本日野党の質問中に——しかもわれわれ社会党もこれを一週間、十日延ばすという意図もなければ、やはり与党の諸君のこの審議に協力して、やや一応のめどをついた切り上げの時期等も話し合いをし、考へもしておつたにもかかわらず、それを承知しておりながら与党の諸君は、本日突如として、野党の議員の質問中にもかかわらず、質疑打ち切りの動議を提案することとは、全く言語道斷であります。私はこういうた与党諸君の多数の横暴というふうなことは、国民の名において、国民の代表である国会の審議権の上から、私はどうしても納得ができませ

ん。了承することはできないのであります。こういったことを山本委員長が取り上げて、いわゆる質疑打ち切りを強行されたことに對しては、いかに個人的には尊敬し、いかに今までの長い審議過程において山本委員長の名委員長ぶりを心から敬服しておったにもかかわらず、こういったことに對しては憤然として國民的な憤激を覚えるを得ないのであります。こういったことがここに山本委員長を不信任せざるを得ない理由であります。

私は個人的には山本委員長に全く氣の毒にたえません。氣の毒にたえせんけれども、ここに並みいる与党の委員諸君の多数機嫌の実態、これと一体をなした山本委員長を、私は涙をのんで罵詈雑言を切るの氣持をもちまして、ここに不信任案を提出した次第であります。何とぞ満場の諸君の御賛成を得たいと思ひます。(拍手)

○江崎委員長代理 これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。高橋等君。

○高橋(等)委員 ただいま西ヶ久保君から山本委員長の不信任案の提案理由の苦しい説明がありました。私は自由民主党を代表いたしました本動議に對しまして反對の討論をいたします。

どういふわけか西ヶ久保さんは委員長の不信任案の提案をなさりながら、委員長代理がその提案理由の発言を求めたにもかかわらず、延々四時間になつてその提案の理由の説明をなされず、多数の社会党の方々が本議場を独占せられたとして、議事の進行を妨害せられたといふことは、まことに私の遺憾にたえないところであります。

この国防會議設置法案は前国会においても四十二日間論議が尽されておる。今国会になりますと、憲法調査会法案で国防問題に對しましてほとんど一ヶ月くらの間論議が尽されておる。また提案から本日まで本法案は五十六日を経過いたしておる。こういう非常に非常に長い時間をかけて審議を続けたのでございます。そして本日あたりになりますと、どうも質問なさる方でも幾分種切れで苦しいような点が多々見受けられ、息切れが見受けられたのであります。そこでまあこの辺が常識からいいますと本法案を打ち切る——しかも本内閣委員会においては多数の重要法案をまた抱えておるんだから、ちやうどいい時期だという判断をわれわれとしてはいたした。

山本委員長に對して不信任案を提出されておりますが、西ヶ久保委員は山本委員長に對して敬意と信頼とを寄せ、こういうことをおっしゃつておられる。私は本委員会理事といたしまして、この委員長がもちろんこうした案件についての審議を慎重に時間をかけて進められる態度は了承いたしますけれども、重要案件が山積している本委員会として、今まで申し上げた審議の過程、日数から見まして、事ごと

に野党の要求をいれまして、次から次へと審議日数を延ばしてこられた、これに對しましては、むしろ社会党よりわれわれの方が不信任の案を出してもいいくらいに考えて不満を持っています。これくらい公平に過ぎるほど公平に野党の発言を許してきた委員長に對しまして、本日適当な機会に議事の打ち切りをいたしたにかかわらず、これが不信任をなされるといふことはまことに

私は物事が反對である、社会党はむしろ感謝をされてしかるべきじゃないかと思ふのであります。ことに不信任案をお出しになるといふことは、これは議事引き延ばしの常套手段にほかならない、いろいろ御説明になりましたが、われわれは提案理由を納得することができません。ただいま申し上げましたような理由からいまして、私は山本委員長に對します不信任動議に對しましては絶対に反對いたすものであります。

○江崎委員長代理 西村力弥君。

○西村(力)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております山本内閣常任委員長に對する不信任案に賛成の演説を行います。

ただいま西ヶ久保君からお話がありました通り、山本委員長はさすがに御年輩、経験は豊富でありまして、まことに公平なる運営であつたがごく最初思つておりました。しかし非の打ちどころのないような委員長という案は結局それだけに悪質であつたと思ひます。その正体は重要な憲法調査会法案あるいは国防會議法案等の審議過程において露骨に現われて参つたのであります。

われわれが委員長を不信任する第一点の理由としましては、去る、何月か日は忘れましたが、憲法調査会法案が上程になりました。鳩山総理が十三委員室に参りましたそのときにおいて、鳩山総理は御自分の都合で委員長のあ

う。なぜかならば、とにかく独立した国会にわれわれの要求によつて出席した鳩山総理が、こちらの許可を得ずに自由に行動ができるというようなことは明らかに国会軽視なのであります。そういう委員会をないがしろにせられたその場に當つて、委員長は何ら適切な処置をとらなかつた。国会の權威を失墜するものはなしだといふ私はその一点をまず委員長不信任の賛成の理由とするものであります。

しかもこのたびの国防會議法案になりました。なまなま日本日の問題もございまして、それは飛鳥田委員が防衛支出金の明確なる経理を追及し、なおその点は不明確でありますので、再度この点に關して質問を続けるように委員長に要求いたしましたところ、委員長はそれを承認せられました。はつきりとそれを承認せられておつて、その措置をとらずに、ただ与党の強引な押し切りで負けてこのような事態を招来したといふことは、これは明らかに食言であり、不信行為である、こういうことが本日現われておるのです。これが不信任賛成の第二の理由。

第三の理由として私が考える点は、憲法調査会法案に當りまして、今回の国防會議法案に當りまして、その必要性あるいはそのことがいかに日本の國の将来に對して、國民の生活に對して影響するかという点に對して、十分に納得させられない。先ほどからあるいはきのうから、日本が安保条約を結んで無責任なる軍國主義といふものを排除するのだ、こういう工合に無責任なる軍國主義の存在といふことを条約上はつきり認めておきながら、それはこれだといふふうに、政府はいか

なるわれわれの追及にあつても断言をしない、こういうようなことはとうてい國民の納得することではない。また無責任なる軍國主義は何であるかといふことも言わずして、しかもその侵略の危険といふものは存在するのだというのだから、結局政府の立場は空から隕石が降つてくる危険があるから軍備を持たなければならぬ。隕石の落下を危機と感じて軍備を持たなければならぬといふような間拔けた理由でもって、國民を無理に納得させようとしておる。われわれはとうていそれは納得できない。そういうようなことからの聞かんとする、國民の考えを代表して聞きたださんとすること、それが十分に説明されて、反對は反對、賛成は賛成、こうなるのだという、こういうところまで議事というものは持つていかなければならぬ。それは委員長の責任である。不明なる点が少しでも存在する過程においてこの審議を打ち切るといふようなことは、委員長としての無能を証明するものであります。こういうような最後のどたんばにいくとなればどうも腰がふらふらする、判断が混迷しておる。こういう点を私は不信任賛成の第三の点とするものであります。

第四点、第五点、第六点と数え上げれば切りがないのでございすけれども、まずこのくらい申し上げれば、ちとわれわれの不信任の理由も皆様の納得をいただけるのではないかと思ひます。

以上をもつて私は賛成の討論を終る次第であります。(拍手)

○江崎委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより委員長不信任動議について
採決いたします。賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○江崎委員長代理 起立少数。よって
委員長不信任動議は否決せられま
した。

（拍手）

委員長の復席を求めます。

〔江崎委員長代理退席、委員長着
席〕

○山本委員長 本日はこれにて散会い
たします。次会は公報をもってお知らせ
いたします。

午後九時五分散会

昭和三十一年五月二日印刷

昭和三十一年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局